

## 2 社会的状況

### 2.1 人口・産業

#### 1) 人口

人口、世帯数及び人口密度の推移は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

令和元年 9 月 30 日現在において、福岡市全市の人口は 1,551,212 人、うち西区での人口は 208,513 人となっており、全市、西区ともに増加傾向にある。

世帯あたり人口は全市に比べ西区でわずかに多く、令和元年 9 月 30 日現在、西区で 2.2 人／世帯となっている。また、人口密度は全市で 4,516 人／km<sup>2</sup>、西区で 2,478 人／km<sup>2</sup> となっている。

表 3.2.1-1 人口、世帯数及び人口密度

区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人/世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	
全市	平成22年	1,428,176	686,793	2.1	341.32	4,184
	23年	1,443,866	699,831	2.1	341.70	4,226
	24年	1,456,687	710,287	2.1	341.70	4,263
	25年	1,470,746	722,749	2.0	341.70	4,304
	26年	1,483,782	734,056	2.0	343.38	4,321
	27年	1,497,236	746,713	2.0	343.39	4,360
	28年	1,512,333	760,455	2.0	343.39	4,404
	29年	1,525,744	774,419	2.0	343.39	4,443
	30年	1,538,005	787,394	2.0	343.46	4,478
	令和元年	1,551,212	802,056	1.9	343.46	4,516
西区	平成22年	191,502	80,747	2.4	83.83	2,284
	23年	193,385	82,449	2.3	83.83	2,307
	24年	195,943	84,146	2.3	83.83	2,337
	25年	198,697	86,148	2.3	83.83	2,370
	26年	201,026	87,873	2.3	84.16	2,389
	27年	202,964	89,628	2.3	84.17	2,411
	28年	204,706	91,329	2.2	84.17	2,432
	29年	206,565	93,090	2.2	84.17	2,454
	30年	208,202	94,836	2.2	84.15	2,474
	令和元年	208,513	96,050	2.2	84.15	2,478

注：人口、世帯数は各年9月30日現在  
面積は各年10月1日現在

出典：福岡市統計書（令和元年（2019年）版）福岡市  
各年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

## 2) 産業

産業分類別の就業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

福岡市全市での就業者数は 667,895 人であり、うち西区では 87,723 人となっている。

全市、西区ともに第三次産業就業者数の割合が高く概ね 77%となっている。

表 3.2.1-2 産業分類別の就業者数

区分		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	総数
全市	就業者数(人)	4,142	92,515	519,335	51,903	667,895
	割合(%)	0.6	13.9	77.8	7.8	100.0
西区	就業者数(人)	1,818	12,890	67,534	5,481	87,723
	割合(%)	2.1	14.7	77.0	6.2	100.0

注：平成27年10月1日現在

出典：福岡市統計書（令和元年（2019年）版）福岡市

## 2.2 資源利用の状況

### 1) 土地利用の状況

地目別土地面積の構成は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。

福岡市全市では宅地の割合が最も高く 54.1%となっており、西区においても同様に宅地の割合が高く 33.4%となっている。

表 3.2.2-1 地目別土地面積の構成

単位：千㎡

区分		総面積	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	軌道用地	雑種地
全市	面積	170,592	92,282	15,674	6,144	40,089	4,269	70	1,761	10,303
	割合(%)	100.0	54.1	9.2	3.6	23.5	2.5	0.0	1.0	6.0
西区	面積	43,887	14,655	8,262	4,111	12,129	2,346	19	118	2,246
	割合(%)	100.0	33.4	18.8	9.4	27.6	5.3	0.0	0.3	5.1

注：平成31年1月1日現在

出典：福岡市統計書（令和元年（2019年）版）福岡市

### 2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月法律第58号）等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

事業実施想定区域における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況を表3.2.2-2に示す。また、事業実施想定区域周辺における状況は図3.2.2-1に示すとおりであり、事業実施想定区域の概ね北東から南東には市街化区域が拡がり、北西から南には森林地域が拡がっている。

表 3.2.2-2 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域
事業実施想定区域	○	—	—	—

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）国土交通省

### 3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

福岡市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況を表 3.2.2-3 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺における用途地域は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。

事業実施想定区域は市街化調整区域となっているが、北東から南東は概ね住居系地域に指定されている。

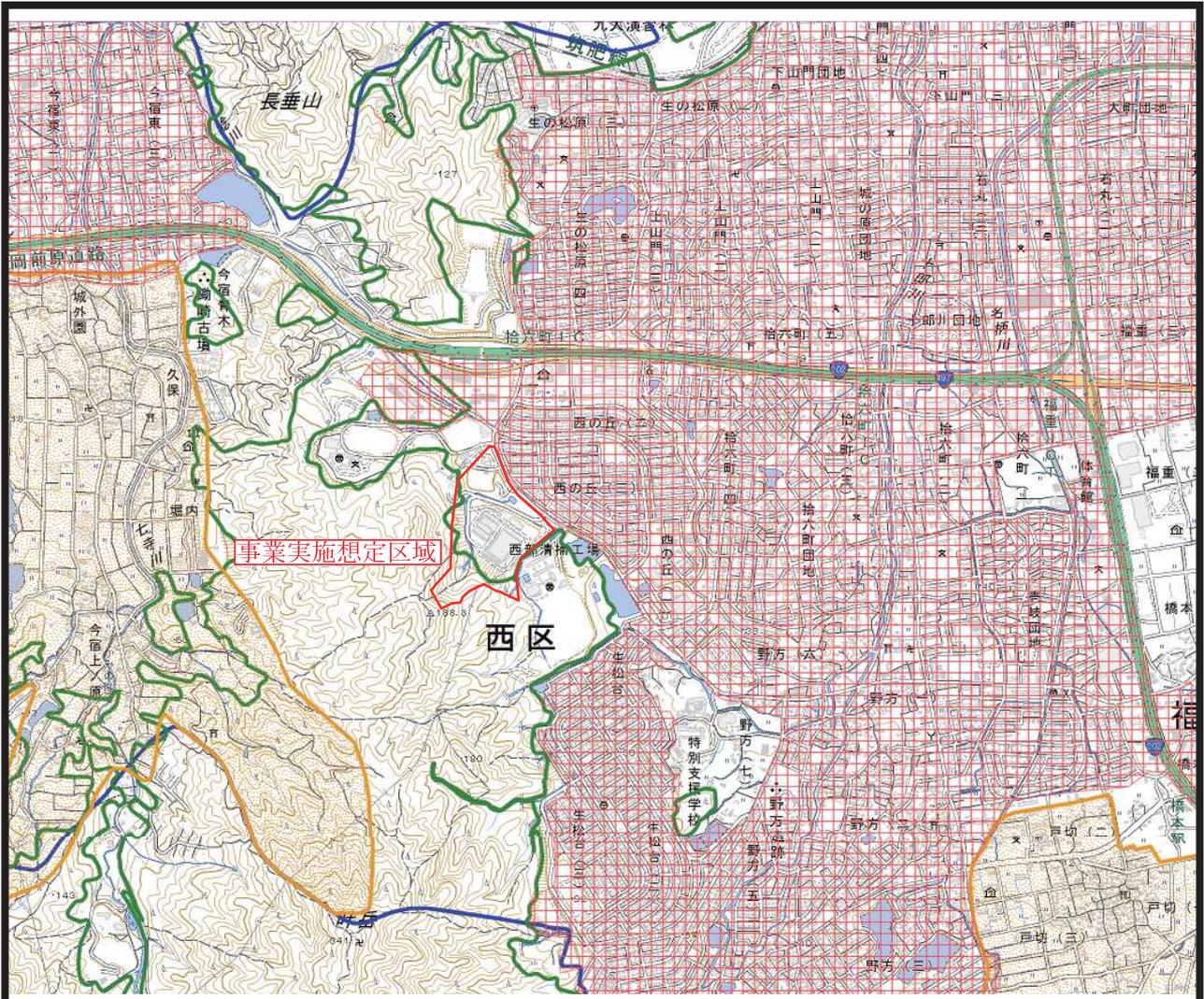
表 3.2.2-3 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

単位：ha

全市	都市計画区域			用途地域												
	総面積	市街化区域	市街化調整区域	総面積	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
総面積	34,082	16,355	17,727	16,355	4,088	10	2,408	345	3,386	1,519	166	331	1,484	2,001	574	43

注：平成31年4月1日現在

出典：福岡市統計書（令和元年（2019年）版）福岡市



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 都市地域

 : 市街化区域

 : 農業地域

 : 森林地域

 : 自然公園地域



S = 1:25,000

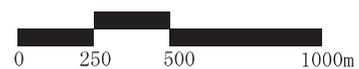
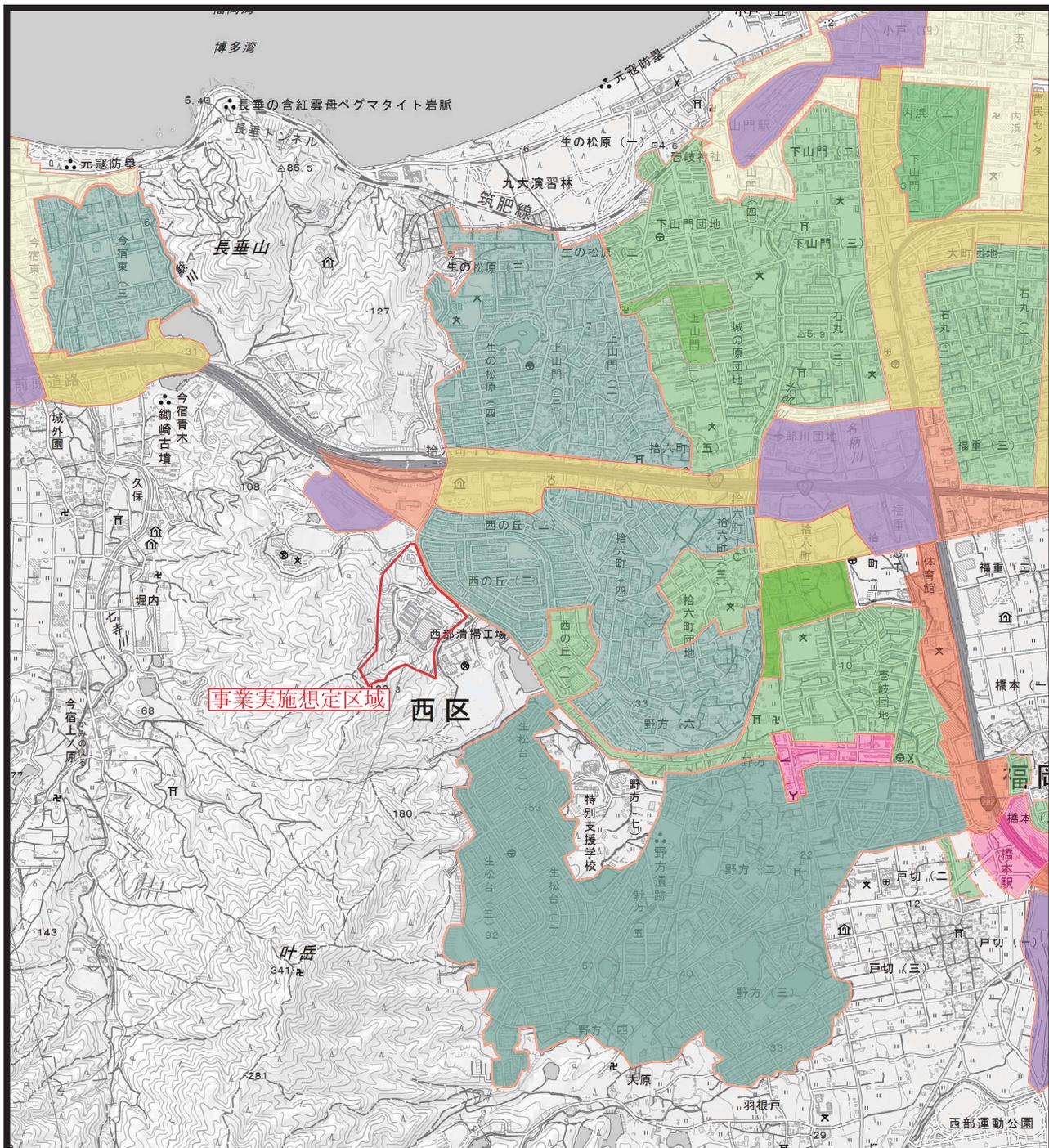


図3.2.2-1 事業実施想定区域周辺における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム



凡例

: 事業実施想定区域

- |              |        |
|--------------|--------|
| 第一種低層住居専用地域  | 準住居地域  |
| 第二種低層住居専用地域  | 近隣商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 商業地域   |
| 第二種中高層住居専用地域 | 準工業地域  |
| 第一種住居地域      | 工業地域   |
| 第二種住居地域      | 工業専用地  |



S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.2.2-2 事業実施想定区域及びその周辺における用途地域

出典：福岡市ホームページ 都市計画情報

#### 4) 河川利用の状況

福岡市における上水道での平成30年度年間取水実績は表3.2.2-4に示すとおりである。

事業実施想定区域は十郎川及び七寺川水系に位置するが、ともに水道用水としての取水はみられない。

また、事業実施想定区域からの雨水が流入する広石池上池、広石池下池は農業用水のため池として活用されており、主として拾六町地区における水田等に用水が供給されている（ため池の位置はp.3-17 図3.1.2-1参照）。

一方、七寺川水系鯉川では、農業用水のため池である御開池への取水堰が設けられており、主として今宿東地区における水田等に用水が供給されている。

表3.2.2-4 福岡市における上水道での年間取水実績

単位：千 $m^3$

区分	表流水				伏流水	浅井戸水	深井戸水	原水受水	浄水受水	その他	計
	ダム直接	ダム放流	湖水	自流							
福岡市	19,714	41,965		33,996	5,389				49,627		150,691

出典：福岡県の水道（平成30年度）福岡県

#### 5) 地下水利用の状況

##### (1) 上水道、用水供給

上記表3.2.2-4に示したように、福岡市における上水道での井戸水の利用実績はない。

また、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

##### (2) 工業用水

福岡市における工業用水使用量の水源別内訳は表3.2.2-5に示すとおりである。

全市での使用量25,327 $m^3$ /日のうち井戸水は10,376 $m^3$ /日（41.0%）、西区では2,142 $m^3$ /日のうち井戸水は1,829 $m^3$ /日（85.4%）となっている。

表3.2.2-5 工業用水使用量の水源別内訳

単位： $m^3$ /日

区分	事業所数	1日当たり淡水源別内訳				
		合計	工業用水道	上水道	井戸水	その他
福岡市	128	25,327	2,047	8,393	10,376	4,511
西区	16	2,142	-	313	1,829	-

出典：平成30年福岡県の工業（統計表）（令和元年7月）福岡県

## 2.3 社会資本整備の状況

### 1) 交通網の状況

事業実施想定区域周辺の主要交通網は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域の東北東、約 2.0km には福重 JCT が位置し、福岡高速 1 号線、国道 202 号、国道 497 号（西九州自動車道）が交差している。事業実施想定区域の前面には、県道 561 号線（周船寺有田線）が北西から南東に延びている。主要道路の交通量は表 3.2.3-1 に示すとおりである。

鉄道については、事業実施想定区域の北 1.7km に J R 筑肥線が東西に延びている。また、福岡市営地下鉄七隈線橋本駅（起点）が南西 2.4km に位置している。

鉄道駅の乗降客数等は表 3.2.3-2 に示すとおりであり、事業実施想定区域に近い駅は J R 筑肥線の下山門、今宿の 2 駅、福岡市営地下鉄七隈線橋本駅である。

なお、「西部資源化センター生活環境影響調査書」（令和 2 年 3 月 福岡市）によると、国道 202 号高崎交差点から県道 561 号線（周船寺有田線）（図 3.2.3-1 No. 1）を経由する現状（平日）の廃棄物運搬車両は、上下線合わせて約 450 台/日、国道 202 号バイパス橋本西交差点から県道 561 号線（周船寺有田線）（図 3.2.3-1 No. 2）を経由する廃棄物運搬車両は、同様に約 310 台/日 となっていた。

表 3.2.3-1 事業実施想定区域周辺の交通量

番号	路線名	交通量観測地点地名等	昼間12時間自動車類交通量 (上下合計)			24時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
①	福岡高速 1 号線	福重IC～福重JCT	20,032	2,952	22,984	24,586	3,626	28,212
②	一般国道202号	福岡市西区福重3丁目	24,958	1,365	26,323	37,515	1,970	39,485
③	一般国道202号	福岡市西区今宿青木	27,819	2,580	30,399	37,591	3,400	40,991
④	一般国道497号	福重JCT～周船寺IC	13,014	1,859	14,873	16,324	2,416	18,740
⑤	県道560号線（都地姪浜線）	福岡市西区小戸 4 丁目	11,452	87	11,539	14,020	519	14,539
⑥	県道561号線（周船寺有田線）	福岡市西区大字今宿青木	5,749	187	5,936	7,033	387	7,420
⑦	豊浜拾六町線（愛宕通り）	福岡市西区愛宕 1 丁目	13,009	1,196	14,205	16,250	1,790	18,040
⑧	千代今宿線（明治通り）	福岡市西区小戸 4 丁目	12,282	314	12,596	15,082	789	15,871

注：斜字は推定値  
番号は図 3.2.3-1 の番号を示す。

出典：国土交通省ホームページ  
(平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表)

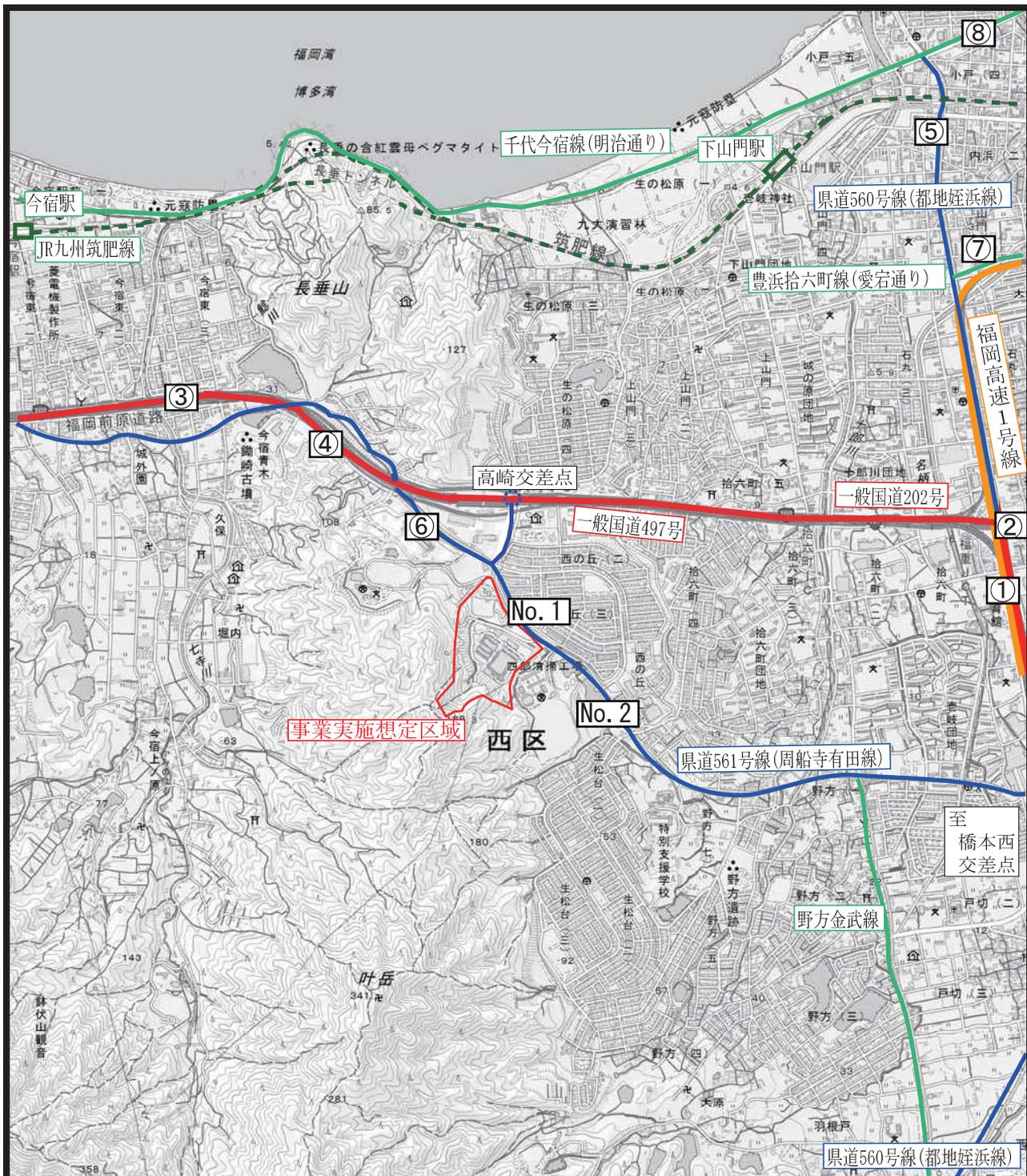
表 3.2.3-2 鉄道駅の乗降客数等

単位：地下鉄 千人/年、J R 人/日

種別	路線	駅名	利用者数
福岡市営地下鉄	七隈線	橋本	3,247
J R 九州	筑肥線	下山門	2,851
		今宿	5,433

注：地下鉄は令和元年、J R は平成 30 年度実績  
地下鉄は年間乗降客数、J R は一日平均乗車人員

出典：福岡市統計書（令和元年（2019 年）版）福岡市



凡例

: 事業実施想定区域

: 都市高速

: 国道

: 県道

: 市道

: 鉄道

: 交差点

①～⑧

: 交通量調査地点  
(表3.2.3-1の番号を示す。)

No. 1, 2

: 西部資源化センター  
生活環境影響調査書での  
交通量調査地点を示す。

注：橋本西交差点は一般国道202号と  
県道561号(周船寺有田線)の交差点を示す



S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.2.3-1  
事業実施想定区域周辺における交通網

## 2) 学校、病院等

### (1) 保育園・幼稚園

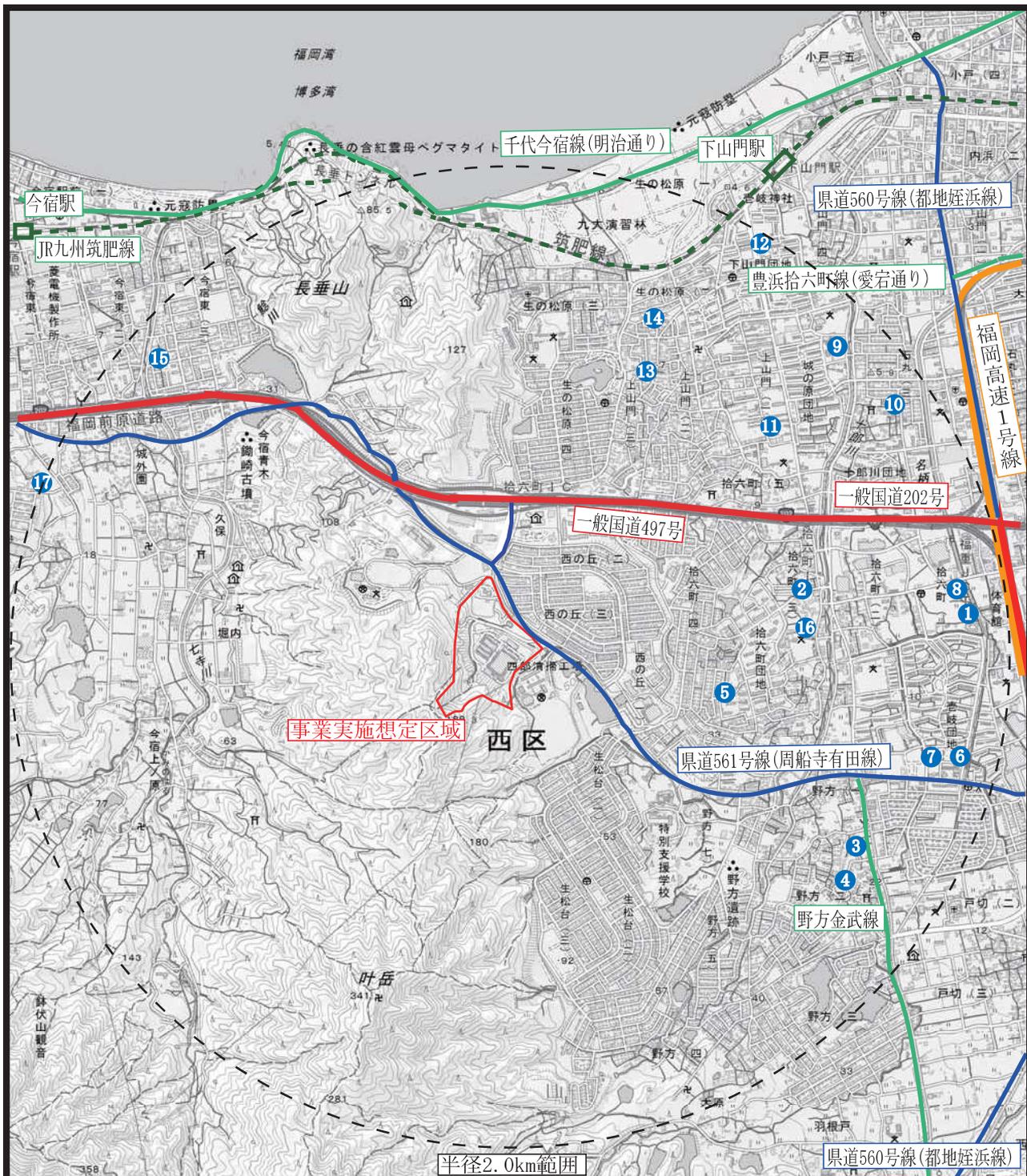
事業実施想定区域周辺の保育園・幼稚園を表 3.2.3-3 及び図 3.2.3-2 に示す。

表 3.2.3-3 事業実施想定区域周辺の保育園・幼稚園

地点 番号	施設等 区分	名 称	所 在 地	事業実施想 定区域から の距離(km)
1	保育園・ 幼稚園	あゆみらい保育園	福岡市西区 拾六町1-20-1	1.7
2		ひなぎく保育園	拾六町団地2-2	1.1
3		野方保育園	野方2-15-27	1.6
4		中村学園大学附属壱岐幼稚園	野方2-14-43	1.6
5		西陵幼稚園	拾六町4-28-3	0.8
6		福岡女子短期大学附属野方幼稚園	壱岐団地75-1	1.7
7		めぐみ保育園	壱岐団地60-4	1.7
8		福岡インターナショナルアイズスクール幼稚園	拾六町1-15-5	1.7
9		下山門幼稚園	下山門4-16-5	1.7
10		かぼちゃ畑保育園	石丸3-24-1	1.8
11		和光保育園	上山門1-22-1	1.3
12		ひまわり保育園	下山門団地7-2	1.8
13		城の原保育園	上山門3-6-58	1.2
14		第2ひまわり保育園	生の松原2-12-6	1.4
15		木の実保育園	今宿東3-25-7	1.8
16		ひよこ保育園	拾六町3-18-45	1.1
17	こども園	認定こども園ひかりと風とサクランボ	今宿町205	2.0

注:地点番号は図3.2.3-2に対応する。

出典:みんなの幼稚園・保育園情報 福岡



凡例

: 事業実施想定区域

: 都市高速

: 国道

: 県道

: 市道

: 鉄道

: 保育園・幼稚園

出典：みんなの幼稚園・保育園情報 福岡



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3. 2. 3-2

事業実施想定区域周辺の保育園・幼稚園

(2) 小中学校・高等学校・特別支援学校

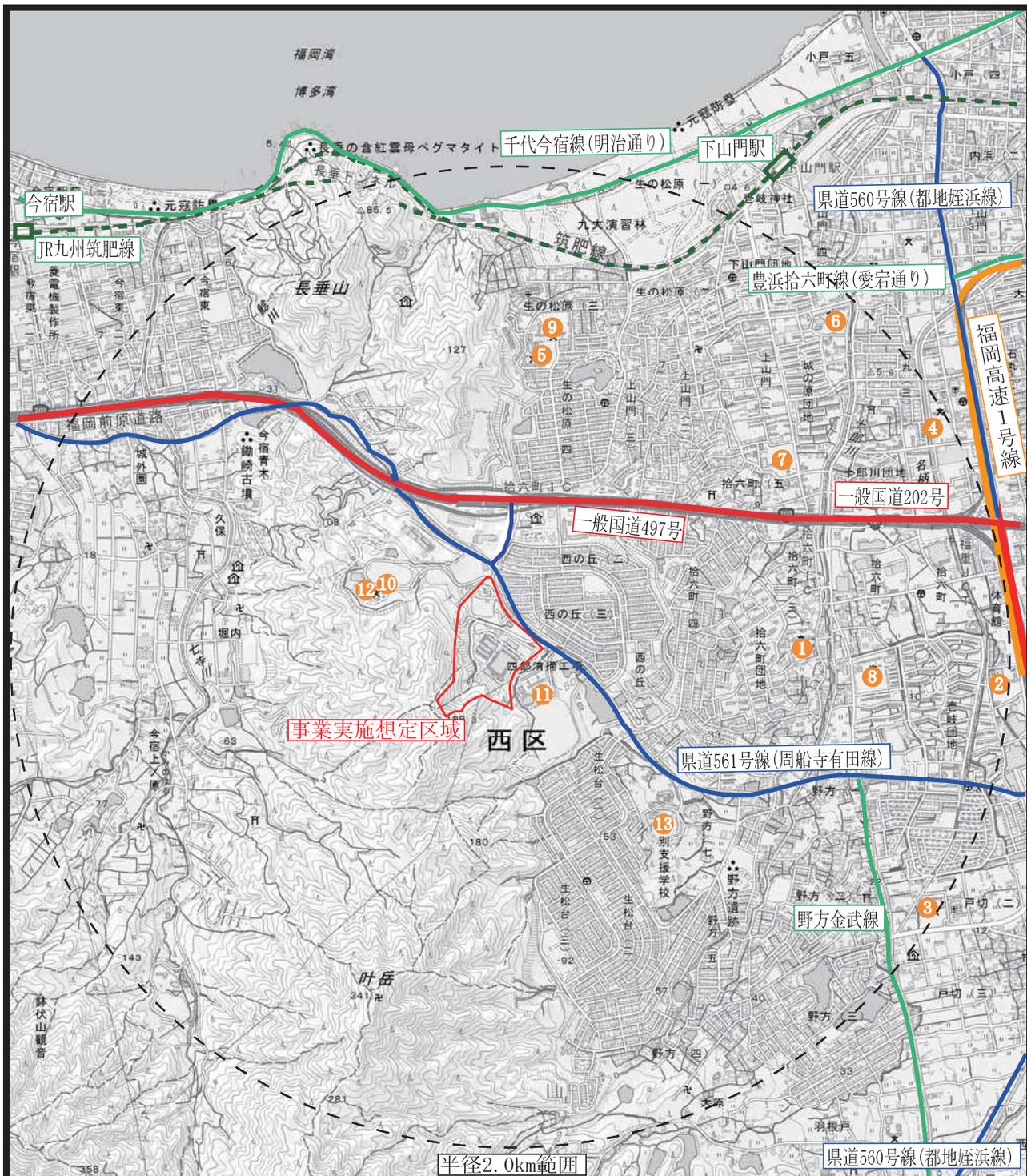
事業実施想定区域周辺の小中学校・高等学校・特別支援学校を表 3.2.3-4、図 3.2.3-3 に示す。

表 3.2.3-4 事業実施想定区域周辺の小中学校・高等学校・特別支援学校

地点 番号	施設等 区分	名 称	所 在 地	事業実施想 定区域から の距離(km)
1	小学校	壱岐小学校	福岡市西区 拾六町3-21-1	1.0
2		壱岐東小学校	橋本1-14-1	1.9
3		壱岐南小学校	戸切2-17-1	1.9
4		石丸小学校	石丸3-9-25	1.8
5		西陵小学校	生の松原3-9-2	1.1
6		下山門小学校	下山門4-15-1	1.7
7		城原小学校	上山門1-27-1	1.2
8	中学校	壱岐中学校	拾六町2-16-1	1.3
9		西陵中学校	生の松原3-9-1	1.2
10		中村学園 三陽中学校	今宿青木1042-33	0.3
11	高等学校	福岡市立福岡西陵高等学校	大字拾六町字広石	0.1
12		中村学園 三陽高等学校	今宿青木1042-33	0.3
13	特別 支援学校	福岡市立生の松原特別支援学校	野方7-825	0.8

注：地点番号は図3.2.3-3に対応する。

出典：福岡市教育委員会ホームページ



凡例

: 事業実施想定区域

: 都市高速

: 国道

: 県道

: 市道

: 鉄道

: 小中学校・高等学校・特別支援学校

出典：福岡市教育委員会ホームページ



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3. 2. 3-3

事業実施想定区域周辺の小中学校・高等学校等

### (3) 病院

事業実施想定区域周辺の病院を表 3.2.3-5 及び図 3.2.3-4 に示す。

表 3.2.3-5 事業実施想定区域周辺の病院

地点番号	施設等区分	名 称	所 在 地	事業実施想定区域からの距離(km)
1	病院	松尾内科病院	福岡市西区 下山門団地40-5	1.7
2		拾六町病院	拾六町2-23-10	1.2
3		白十字病院	石丸3-2-1	2.0
4		西福岡病院	生の松原3-18-8	1.4
5		春日病院	今宿青木1105	1.6
6		福岡リハビリテーション病院	野方7-770	0.7
7		福岡和仁会病院	生の松原1-33-18	1.8
8		村上華林堂病院	戸切2-14-45	2.0

注：地点番号は図3.2.3-4に対応する。

出典：福岡市ホームページ 福岡市内の病院一覧



凡例

- ⬭ : 事業実施想定区域
- : 都市高速
- : 国道
- : 県道
- : 市道
- - - : 鉄道
- : 病院

出典：福岡市ホームページ 福岡市内の病院一覧

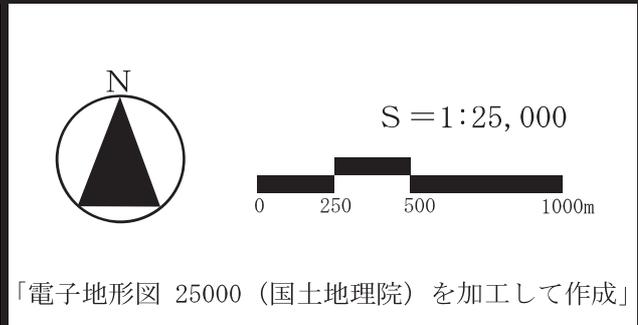


図3. 2. 3-4  
事業実施想定区域周辺の病院

#### (4) 老人福祉施設等

事業実施想定区域周辺の老人福祉施設等を表 3.2.3-6 及び図 3.2.3-5 に示す。

表 3.2.3-6 事業実施想定区域周辺の老人福祉施設等

地点番号	施設等区分	名称	所在地	事業実施想定区域からの距離(km)	
1	介護老人保健施設	介護老人保健施設 西寿	福岡市西区 生の松原3-18-9	1.3	
2	介護老人保健施設	介護老人保健施設サンライズ壱岐	野方1-16-32	1.6	
3	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム 松生園	今宿青木1093-22	1.4	
4		特別養護老人ホーム 七樹苑	今宿上ノ原16-1	1.0	
5		介護老人福祉施設 下山門	下山門4-6-1	2.0	
6		特別養護老人ホーム なの国	拾六町団地2-18	1.0	
7		特別養護老人ホーム マナハウス	戸切3-20-8	2.0	
8		特別養護老人ホーム ウエストヒル創生園	西の丘2-1-1	0.5	
9		介護老人福祉施設 リハモール福岡	野方7-780-1	0.9	
10		住宅型有料老人ホーム	さわやか野方館	野方4-34-1	1.6
11			グッドタイムホーム西の丘	西の丘2-1-1	0.5
12	おあしす石丸		石丸3-20-8	1.8	
13	カーサ今宿		今宿東2-30-24	1.8	
14	ライフケアー上山門		上山門2-2-22	1.4	
15	やまと		上山門2-39-13	0.8	
16	報恩の郷 西の丘		野方6-18-3	0.7	
17	アフィニティーつばき		拾六町5-16-29	1.3	
18	ドリームステイ はばたき		石丸3-7-31	2.0	
19	注:1	介護付有料老人ホーム 西の丘	西の丘1-6-1	0.4	
20	注:2	老人福祉センター 福寿園	今宿青木1043-31	0.2	

注:1) 特定施設入居者生活介護事業所

2) 老人福祉センター

3) 地点番号は図3.2.3-5に対応する。

出典：福岡市ホームページ 高齢者保健福祉施設

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の重要事項説明書



凡例

: 事業実施想定区域

: 都市高速

: 国道

: 県道

: 市道

: 鉄道

: 老人福祉施設等

出典：福岡市ホームページ 高齢者保健福祉施設



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3. 2. 3-5

事業実施想定区域周辺の老人福祉施設等

### 3) 下水道の整備の状況

福岡市の下水道の普及状況は表 3.2.3-7 に示すとおりであり、人口普及率は全市で 99.7%、西区で 98.4%となっている。

なお、事業実施想定区域は既に下水道の供用区域となっている。

表 3.2.3-7 下水道の普及状況

単位：ha、人、%

区分		全市	西区
行政区域面積		34,346	8,415
市街地DID面積		15,435	1,768
下水道都市計画決定面積		17,391	2,812
下水道事業計画区域		17,391	2,807
処理区域面積		17,064	2,719
普及率等	行政人口	1,596,953	211,838
	処理人口	1,592,110	208,455
	人口普及率	99.7	98.4

注：令和元年度末

出典：福岡市の下水道（令和2年度版）福岡市道路下水道局

### 3 環境保全上の指定・規制の状況

#### 3.1 環境基本法に基づく環境基準

##### 1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 3.3.1-1 に、有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3.3.1-2 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.3.1-3 に示すとおりである。

表 3.3.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天平法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法

- 注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。  
 3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。  
 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日（最終改正：平成8年10月25日）  
 二酸化窒素に係る環境基準について 環境庁告示第38号 昭和53年7月11日（最終改正：平成8年10月25日）  
 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 環境省告示第33号 平成21年9月9日

表 3.3.1-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- 注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第4号 平成9年2月4日（最終改正：平成30年11月19日）  
 ジクロロメタンは、環境庁告示第30号 平成13年4月20日  
 トリクロロエチレンは、環境省告示第100号 平成30年11月19日

表 3.3.1-3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値	測定方法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日（最終改正：平成21年3月31日）

## 2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は、表 3.3.1-4 に、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、河川に係る環境基準は表 3.3.1-5 に示すとおりである。

事業実施想定区域は十郎川流域、七寺川流域に位置するが、環境基準に係る類型指定について、ともにC類型に指定されており、水生生物区分による類型は指定されていない。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.3.1-6 に示すとおりである。

表 3.3.1-4 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日（最終改正：平成31年3月20日）

表 3.3.1-5(1/2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

注：1) 基準値は、日間平均値とする。

2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3) 「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日（最終改正：平成31年3月20日）

表 3.3.1-5(2/2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日（最終改正：平成31年3月20日）

表 3.3.1-6 ダイオキシン類に係る環境基準（水質）

媒体	基準値	備考
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	

注：基準値（水底の底質を除く）は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日（最終改正：平成14年7月22日）

### 3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.3.1-7 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.3.1-8 に示すとおりである。

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示第10号 平成9年3月13日（最終改正：令和2年3月30日）

表 3.3.1-8 ダイオキシン類に係る環境基準（地下水）

項 目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注：1) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び  
 土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日  
 （最終改正：平成21年3月31日）

4) 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.3.1-9 に示すとおりである。

また、土壌中のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.3.1-10 に示すとおりである。

表 3.3.1-9 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

注：1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。  
 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。  
 3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第46号 平成3年8月23日(最終改正：令和2年4月2日)

表 3.3.1-10 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

注：1) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について  
環境庁告示第68号 平成11年12月27日(最終改正：平成21年3月31日)

5) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3.3.1-11 に示すとおりである。

事業実施想定区域は市街化調整区域であることから、B類型であり、その北から東、南方向はA類型である。

表 3.3.1-11 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域 (一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

環境基準の類型を当てはめる地域

AA：福岡市については、該当する地域は無い。

A：騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域

B：指定地域のうち、規制基準により第2種区域として定められた区域

C：指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域として定められた区域

備考：工業専用地域、臨港地区及び福岡空港については適用しない。

出典：騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日(最終改正：平成24年3月30日)  
福岡市告示第113号 平成24年4月1日

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、

出典：騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日(最終改正：平成24年3月30日)

幹線交通を担う道路に近接する地域

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることことができる。

2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る)。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

出典：騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日(最終改正：平成24年3月30日)

### 3.2 大気汚染に係る規制

本対象事業の計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

#### 1) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

K値は地域ごとに定められる値であり、福岡市では8.76となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の排出量（m<sup>3</sup>N/時）

K：地域ごとに定められた定数（8.76）（大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

H<sub>e</sub>：補正された排出口の高さ（m）

#### 2) ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表3.3.2-1に示すとおりである。

表 3.3.2-1 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

施設の種類	規模 (t/時)	排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	
		H10.6.30 以前に設置	H10.7.1 以降に設置
廃棄物焼却炉	4以上	0.08	0.04
	2以上4未満	0.15	0.08
	2未満	0.25	0.15

太枠は計画施設に適用される基準

注：ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C：ばいじん量 (g/m<sup>3</sup>N)

C<sub>s</sub>：測定時のばいじん量 (g/m<sup>3</sup>N)

0<sub>n</sub>：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0<sub>s</sub>：測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号 昭和46年6月22日  
(最終改正：令和2年3月30日)

### 3) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-2 に示すとおりである。

表 3.3.2-2 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

施設の種類	規模 排出ガス量 (万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	排出基準 (ppm)		
		S52.6.17 以前に設置	S52.6.18～ S54.8.9に設置	S54.8.10 以降に設置
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	300	250	
	4未満	300		250

太枠は計画施設に適用される基準

注：窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-0n) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)

Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号 昭和46年6月22日(最終改正：令和2年3月30日)

### 4) 塩化水素

「大気汚染防止法」では施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-3 に示すとおりである。

表 3.3.2-3 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物焼却炉	700

太枠は計画施設に適用される基準

注：廃棄物焼却炉に係る塩化水素の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-12) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

Cs：排ガス中の塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

0s：排ガス中の酸素濃度 (12%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号 昭和46年6月22日(最終改正：令和2年3月30日)

### 5) 水銀

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号）が公布され、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されている。廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-4 に示すとおりである。

表 3.3.2-4 廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準

施設規模	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	
	新設	既設 <sup>注1</sup>
火格子面積2m <sup>2</sup> 以上又は 焼却能力200kg/時 以上	30	50

太枠は計画施設に適用される基準

注：1) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

2) 廃棄物焼却炉に係る水銀の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-12) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：水銀の量 (μg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

Cs：排ガス中の水銀の量 (μg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 平成28年環境省令第22号(最終改正：平成29年1月6日)

## 6) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3. 3. 2-5 に示すとおりである。

表 3. 3. 2-5 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設規模 (焼却能力 <sup>注：1)</sup> )	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> ) <sup>注：2)</sup>	
	H12. 1. 14 以前に設置	H12. 1. 15 以後に設置
4 t /時以上	1	0. 1
2 t /時以上4 t /時未満	5	1
2 t /時未満	10	5

太枠は計画施設に適用される基準

注：1) 火床面積0. 5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が50 k g /時以上について適用される。

2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0_n) / (21 - 0_s) \} \times C_s$$

C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

C<sub>s</sub>：測定時のダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

0<sub>n</sub>：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0<sub>s</sub>：測定時の酸素濃度 (%)

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 総理府令第67号  
平成11年12月27日(最終改正：令和2年3月30日)

### 3.3 水質汚濁に係る規制

#### 1) 公共用水域に係る排水基準等

計画施設は一般廃棄物焼却施設であり、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日)に基づく「特定施設」に該当する。

特定施設から公共用水域に処理水等を放流する場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。排水基準には、全ての特定施設からの排水を対象とした排水基準(有害物質)(表3.3.3-1参照)と1日当たりの排水の平均量が50m<sup>3</sup>を超える場合に対象となる排水基準(その他の項目)があり、排水基準(その他の項目)には、福岡県条例に基づく、上乘せ排水基準(表3.3.3-2参照)がある。

また、計画施設はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日)に基づく特定施設(廃棄物焼却炉等)に該当するため、本法に基づく、排水基準(表3.3.3-3参照)が適用される。

なお、計画施設では、生活排水は公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する。

表 3.3.3-1 排水基準 (有害物質)

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	
シアン化合物	シアン 1mg/L	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	ほう素 10mg/L
	海域に排出されるもの：	ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	ふっ素 8mg/L
	海域に排出されるもの：	ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、	100mg/L
	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	
1,4-ジオキサソ	0.5mg/L	

注：「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：排水基準を定める省令 昭和46年6月21日(最終改正：令和元年12月1日)

表 3.3.3-2 排水基準（その他の項目）

項目		許容限度	上乗せ排水基準
水素イオン濃度 （水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8以上8.6以下	—
	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下	—
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）	30mg/L （日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）	30mg/L （日間平均 20mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L （日間平均 150mg/L）	100mg/L （日間平均 70mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）		30mg/L	—
フェノール類含有量		5mg/L	—
銅含有量		3mg/L	—
亜鉛含有量		2mg/L	—
溶解性鉄含有量		10mg/L	—
溶解性マンガン含有量		10mg/L	—
クロム含有量		2mg/L	—
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm <sup>3</sup>	—
窒素含有量		120mg/L （日間平均 60mg/L）	—
リン含有量		16mg/L （日間平均 8mg/L）	—

- 注：1） 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2） この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3） 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4） 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5） 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6） 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7） 磷（りん）含有量についての排水基準は、磷（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令 昭和46年6月21日（最終改正：令和元年12月1日）  
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例  
（福岡県条例第8号）昭和48年3月31日

表 3.3.3-3 排水基準（ダイオキシン類）

項目名	排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 総理府令第67号 平成11年12月27日  
（最終改正：令和2年3月30日）

2) 下水道等への放流に係る排除基準

計画施設からの処理水等を下水道へ放流する場合には、下水道法（昭和33年4月24日）及び福岡市下水道条例等に基づき、表3.3.3-4に示す下水排除基準が適用される。

表 3.3.3-4 下水排除基準

法令	項目	下水排除基準値
福岡市下水道条例	温度	45 ℃ 以下
	水素イオン濃度	水素指数5以上9以下
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L以下
	浮遊物質量	600 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	60 mg/L以下
	よう素消費量	220 mg/L以下
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下
	有機燐化合物	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	ベンゼン	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
	ほう素及びその化合物	230 mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
	フェノール類	5 mg/L以下
	銅及びその化合物	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	クロム及びその化合物	2 mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

注：計画施設からの日平均排水量は未確定であるため、下水排除基準としては、日平均排水量50m<sup>3</sup>/日以上  
の基準を適用した。

出典：下水道法施行令 昭和34年4月22日 政令第147号（最終改正：平成29年9月1日）  
福岡市下水道条例 昭和37年8月27日 条例第44号（最終改正：平成31年3月14日）

### 3.4 騒音に係る規制

#### 1) 特定工場等に係る規制基準

特定工場等に係る騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.4-1 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.4-1 に示すとおりであり、事業実施想定区域は第 2 種区域である。

表 3.3.4-1 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝（6時～8時）	昼間（8時～19時）	夕（19時～23時）	夜間（23時～6時）
第 1 種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第 2 種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	50デシベル
第 3 種区域	65デシベル	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第 4 種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	65デシベル

地域の指定

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

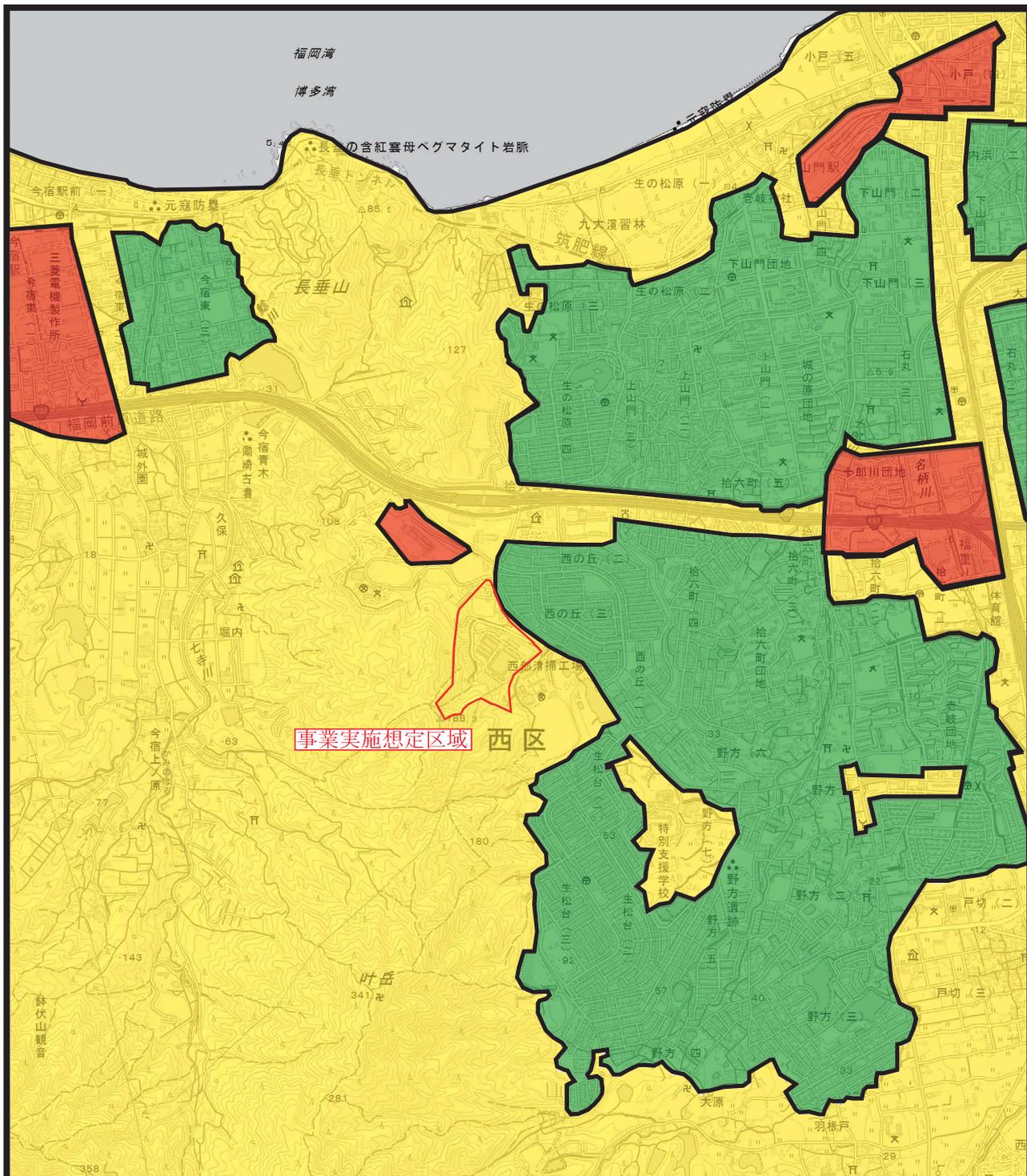
第 2 種区域：主として、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域

第 3 種区域：主として、近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：主として、工業地域、工業専用地域

厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号 昭和43年11月27日（最終改正：平成27年4月20日）  
福岡市告示第74号 平成9年3月31日



凡例

: 事業実施想定区域

: 第1種区域

: 第2種区域

: 第3種区域



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図3.3.4-1 騒音規制法に係る指定地域の状況

出典：福岡市ホームページ  
(騒音規制法指定地域図)

## 2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.4-2 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.4-1 に示すとおりであり、事業実施想定区域は第 1 号区域である。

表 3.3.4-2 特定建設作業騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	85 d B（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1 日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

第1号区域：騒音規制法に基づく騒音の指定地域のうち第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域  
(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

第2号区域：第1号区域を除いた区域

厚生省・建設省告示第1号 昭和43年11月27日（最終改正：平成27年4月20日）  
福岡市告示第74号 昭和61年4月1日

## 3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.3.4-3 に示すとおりである。  
適用する区域について、事業実施想定区域周辺は b 区域である。

表 3.3.4-3 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域区分の指定

- a区域：騒音規制法に基づく騒音の指定地域及び規制基準（平成9年福岡市告示第74号）により第1種区域として定められた区域
- b区域：福岡市指定告示により第2種区域として定められた区域
- c区域：福岡市指定告示により第3種区域及び第4種区域として定められた区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令  
昭和46年6月23日総・厚令第3号（最終改正：平成23年11月30日）  
福岡市告示第86号 平成12年3月30日

### 3.5 振動に係る規制

#### 1) 特定工場等に係る規制基準

特定工場等に係る振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.5-1 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.5-1 に示すとおりであり、事業実施想定区域は第 1 種区域である。

表 3.3.5-1 特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第 1 種区域	60デシベル	55デシベル
第 2 種区域	65デシベル	60デシベル

第 1 種区域：主として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域  
 第 2 種区域：主として近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

環境庁告示第90号 昭和51年11月10日（最終改正：平成27年4月20日）  
 福岡市告示第77号 平成9年3月31日

#### 2) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.5-2 に示すとおりである。事業実施想定区域は第 1 号区域である。

表 3.3.5-2 特定建設作業振動の規制基準

規制種別	第 1 号区域
振動の大きさ	75 d B（作業場所の敷地境界において）
作業時間帯	19:00～7:00でないこと
1日の作業時間	10時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜その他の休日ではないこと

第1号区域：振動規制法に基づく振動の指定地域の全域

振動規制法施行規則 総理府令第58号 昭和51年11月10日（最終改正：令和2年3月30日）  
 福岡市告示第23号 平成22年1月25日

#### 3) 道路交通振動の要請限度

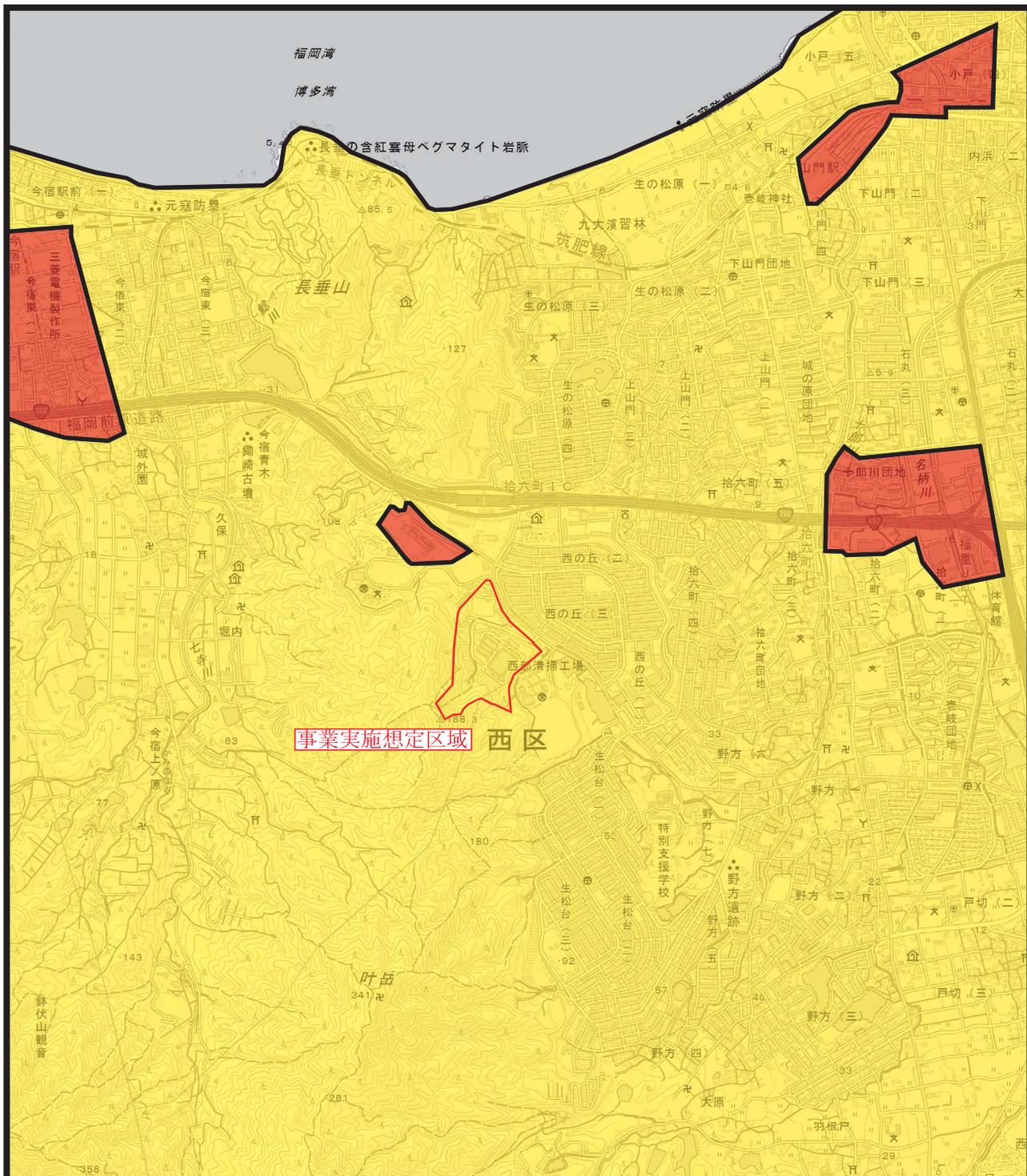
「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.3.5-3 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.5-1 に示すとおりであり、事業実施想定区域周辺は第 1 種区域である。

表 3.3.5-3 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第 1 種区域	65デシベル	60デシベル
第 2 種区域	70デシベル	65デシベル

注：区域の区分については、振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準の区分と同じである

振動規制法施行規則 総務省令第58号 昭和51年11月10日（最終改正：令和2年3月30日）  
 福岡市告示第79号 昭和61年4月1日



凡例

-  : 事業実施想定区域
-  : 第1種区域
-  : 第2種区域



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.3.5-1 振動規制法に係る指定地域の状況

出典：福岡市ホームページ  
(振動規制法指定地域図)

### 3.6 悪臭に係る規制

悪臭に係る規制基準として、悪臭防止法等において、「敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」、「排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準」及び「排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」が定められている。

なお、福岡市では市内全域を規制地域に指定されている。

さらに、福岡市では、特定悪臭物質の濃度を規制するだけでは不十分な場合もあることから、これを補完する目的で「福岡市悪臭対策指導要綱」（平成7年6月1日）が策定されている。

#### 1) 敷地境界における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準等

敷地境界における特定悪臭物質の濃度については、「悪臭防止法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.6-1 に示すとおりである。

また、福岡市悪臭対策指導要綱において表 3.3.6-2 に示す臭気指数による指導基準が定められている。

表 3.3.6-1 悪臭の規制基準

単位：ppm

物質名	規制基準
アンモニア	1.0以下
メチルメルカプタン	0.002以下
硫化水素	0.02以下
硫化メチル	0.01以下
二硫化メチル	0.009以下
トリメチルアミン	0.005以下
アセトアルデヒド	0.05以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下
イソブタノール	0.9以下
酢酸エチル	3.0以下
メチルイソブチルケトン	1.0以下
トルエン	10.0以下
スチレン	0.4以下
キシレン	1.0以下
プロピオン酸	0.03以下
ノルマル酪酸	0.001以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下
イソ吉草酸	0.001以下

出典：悪臭防止法施行規則 昭和47年5月30日  
 （最終改正：令和2年3月30日）  
 福岡市告示第4号 平成8年1月4日

表 3.3.6-2 指導基準（敷地境界）

区分	指導基準（臭気指数）
敷地境界	10

2) 排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q：悪臭物質の流量（0℃、1気圧の m<sup>3</sup>/時）

H e：補正された気体排出口の高さ（m）

C m：敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H e）が5m未満となる場合については、この式は適用しない。

イ 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} Q (T - 228) \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1460 - 296 \frac{V}{T - 288}}{\sqrt{Q V}} + 1$$

H e：補正された気体排出口の高さ（m）

H o：気体排出口の実高さ（m）

H m：吐出速度による排煙の上昇分

H t：浮力（排煙と大気との温度差）による排煙の上昇分。陣笠煙突、T字型、H字型煙突はHe=H0とする。

Q：温度15度における排出ガスの流量（m<sup>3</sup>/秒）

V：排出ガスの排出速度（m/秒）

T：排出ガスの温度（絶対温度）

また、福岡市悪臭対策指導要綱において、表 3.3.6-3 に示す臭気指数による指導基準が定められている。

表 3.3.6-3 指導基準（排出口）

区分	指導基準（臭気指数）	
排出口	排出口の高さ 5m以上15m未満 かつ排ガス量が300Nm <sup>3</sup> /分以上	25
	排出口の高さ 5m以上30m未満	28
	排出口の高さ 30m以上50m未満	30
	排出口の高さ 50m以上	33

### 3) 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1Lにつき0.002mg未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、1Lにつき0.002mgとする。

$$C L m = k \times C m$$

この式において、CLm、k及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm：排出水中の濃度（単位：1Lにつきmg）

k：表3.3.6-4に示す値（単位：1Lにつきmg）

Cm：「1 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質および規制基準」に規定する特定悪臭物質の許容限度（単位：ppm）

表 3.3.6-4 排水中の濃度を求める式におけるkの値

特定悪臭物質	排水の量	k
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

### 3.7 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法(平成14年5月29日)では、地下水の摂取などによるリスクの観点から26物質(特定有害物質)について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら26物質のうち9物質について土壌含有量基準が設定されており、土壌汚染状況調査の結果、当該基準に適合していない場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。土壌汚染に係る区域指定の基準は表3.3.7-1に示すとおりである。

なお、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の土地の形質の変更が行われる場合、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、必要に応じて調査を実施する必要がある。

表 3.3.7-1 土壌汚染に係る区域指定の基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	—	0.002以下	0.02以下
	四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1以下	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	—	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
	ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45以下	カドミウム 0.003以下
六価クロム化合物		六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
シアン化合物		遊離シアン50以下	シアンが検出されないこと	シアン1以下
水銀及びその化合物		水銀15以下	水銀0.0005以下	水銀0.005以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
鉛及びその化合物		鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
砒素及びその化合物		砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素4000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下	
特定有害物質 (農薬等)	シマジン	—	0.003以下	0.03以下
	チウラム	—	0.006以下	0.06以下
	チオベンカルブ	—	0.02以下	0.2以下
	ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003以下
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1以下

注：mg/kg(土壌1キログラムにつきミリグラム)、mg/L(検液1Lにつきミリグラム)

出典：土壌汚染対策法施行規則 環境省令第29号 平成14年12月26日 (最終改正：令和2年4月2日)

### 3.8 地下水の採取に係る規制

事業実施想定区域及びその周辺において、「工業用水法」及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

### 3.9 自然環境法令等による指定状況

#### 1) 自然公園法に基づく地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、「自然公園法」に基づく国立公園指定はないが、事業実施想定区域の北（概ね2.0～2.5km）の博多湾及びその沿岸、南から南西（概ね1.5～3.0km）の叶岳、高祖山周辺は玄海国定公園に指定されている（図3.3.9-1参照）。

#### 2) 自然環境保全法に基づく地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、「自然環境保全法」に基づく、自然環境保全地域は指定されていない。

#### 3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づく地域地区の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づく、鳥獣保護区等の指定状況は、表3.3.9-1及び図3.3.9-2に示すとおりである。

事業実施想定区域周辺には、鳥獣保護区として福岡市鳥獣保護区が指定されている。

また、特定猟具（銃器）使用禁止区域として金武、室見川流域及び田尻・太郎丸が指定されている。

表 3.3.9-1(1/2) 県指定鳥獣保護区の指定状況

番号	名 称	面積 (ha)	期 限
23	福岡市	26,417	R8.11.14

注：番号は図3.3.9-2中の番号を示す。

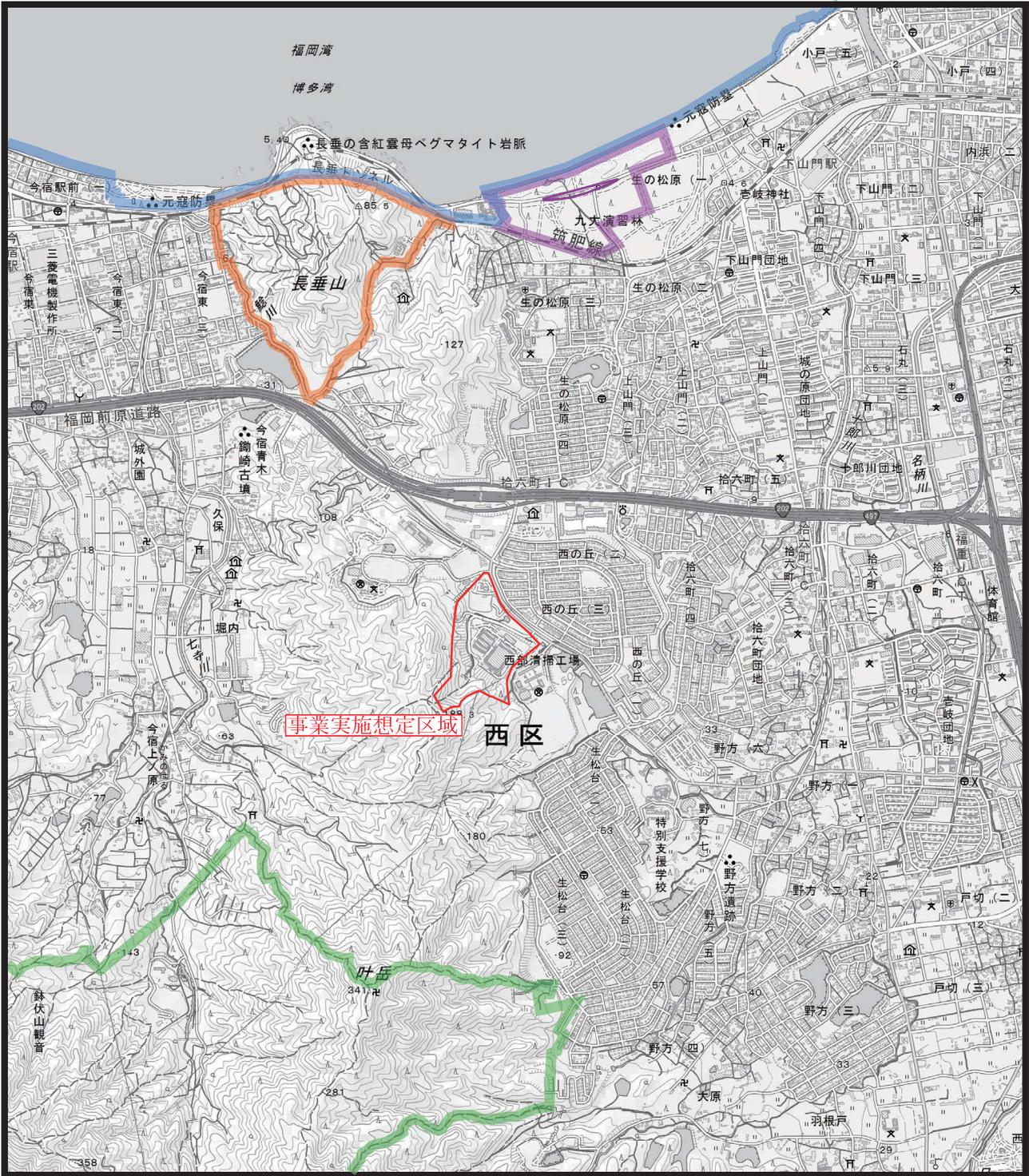
出典：福岡県ホームページ（令和2年度福岡県鳥獣保護区等位置図）

表 3.3.9-1(2/2) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定状況

番号	名 称	面積 (ha)	期 限
22	金武	71	R4.11.14
41	室見川流域	2,216	R7.11.14
67	田尻・太郎丸	196	R9.11.14

注：番号は図3.3.9-2中の番号を示す。

出典：福岡県ホームページ（平成30年度福岡県鳥獣保護区等位置図）



- 凡例
- ▭ : 事業実施想定区域
  - ▭ : 第1種特別地域
  - ▭ : 第2種特別地域
  - ▭ : 第3種特別地域
  - ▭ : 普通地域



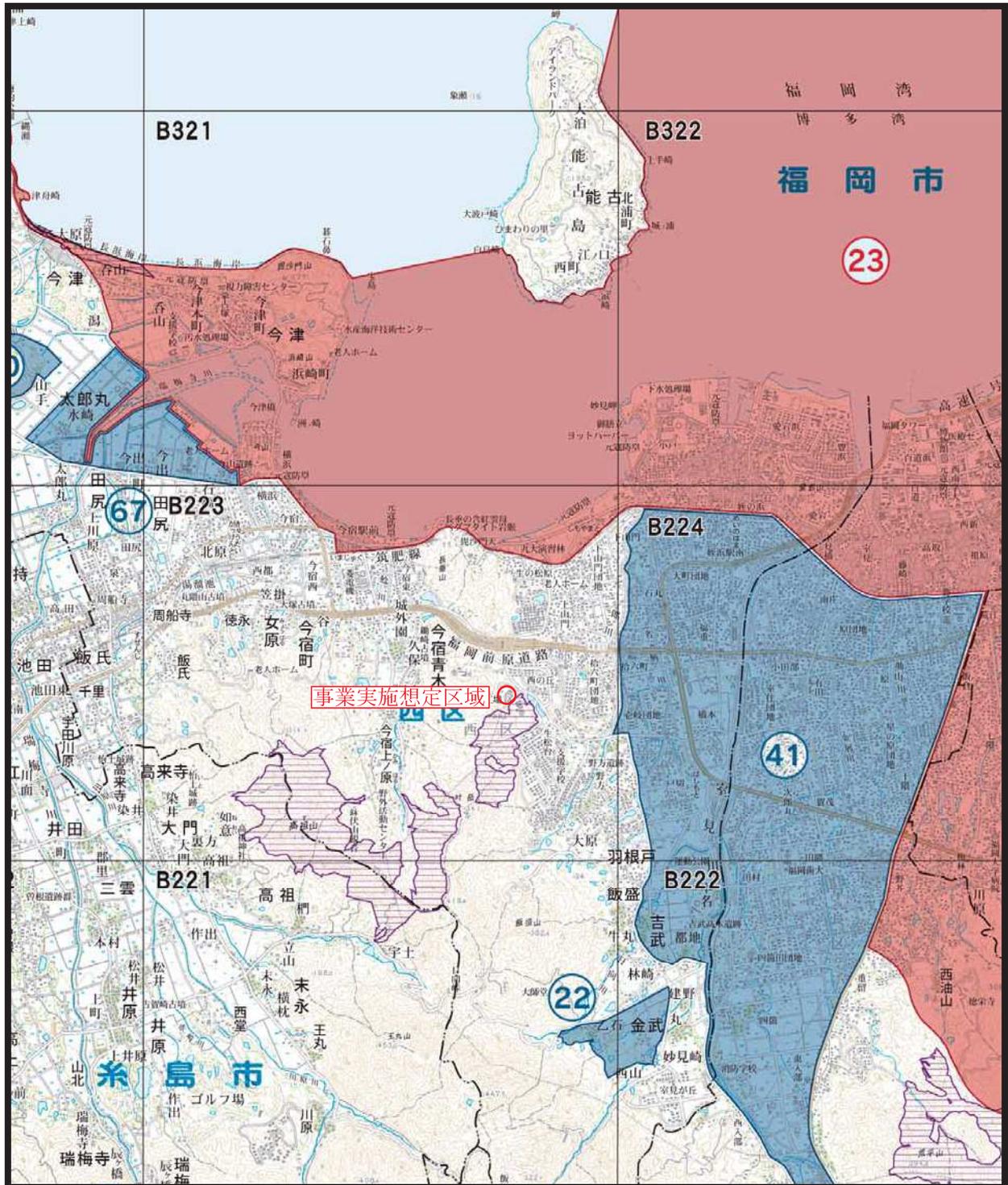
S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.3.9-1 玄海国立公園区域

出典：福岡県ホームページ 玄海国立公園



凡例

- : 事業実施想定区域
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具（銃器）使用禁止区域
- : 国有林



S = 1:75,000

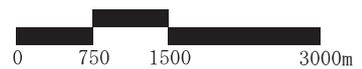


図3.3.9-2 事業実施想定区域及びその周辺における鳥獣保護区等の指定状況

出典：福岡県ホームページ（令和2年度福岡県鳥獣保護区等位置図）

4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく生息地等保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺には、「種の保存法」に基づく、生息地等保護区は指定されていない。

5) 森林法に基づく指定状況

事業実施想定区域の北西から南東には森林地域が接しており、北西から南西にかけては地域森林計画対象民有林、その南から南東は国有林（快適環境形成タイプ<sup>1</sup>）となっている。

また、西から南西に接する地域森林計画対象民有林の一部、その南に接する国有林は保安林（土砂流出防備保安林<sup>2</sup>）に指定されている（図 3.3.9-3 参照）。

6) 風致地区等

事業実施想定区域及びその周辺における「都市計画法」に基づく風致地区は表 3.3.9-2 に示すとおりである。

また、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区は表 3.3.9-3 に示すとおりである。

これらの風致地区、特別緑地保全地区の位置は図 3.3.9-4 に示すとおりである。

表 3.3.9-2 事業実施想定区域及びその周辺における風致地区

（平成29年3月31日現在）

地区名	計画年月	面積 (ha)
小戸	H11.6	26.1

出典：都市緑化データベース（国土交通省）

表 3.3.9-3 事業実施想定区域及びその周辺における特別緑地保全地区

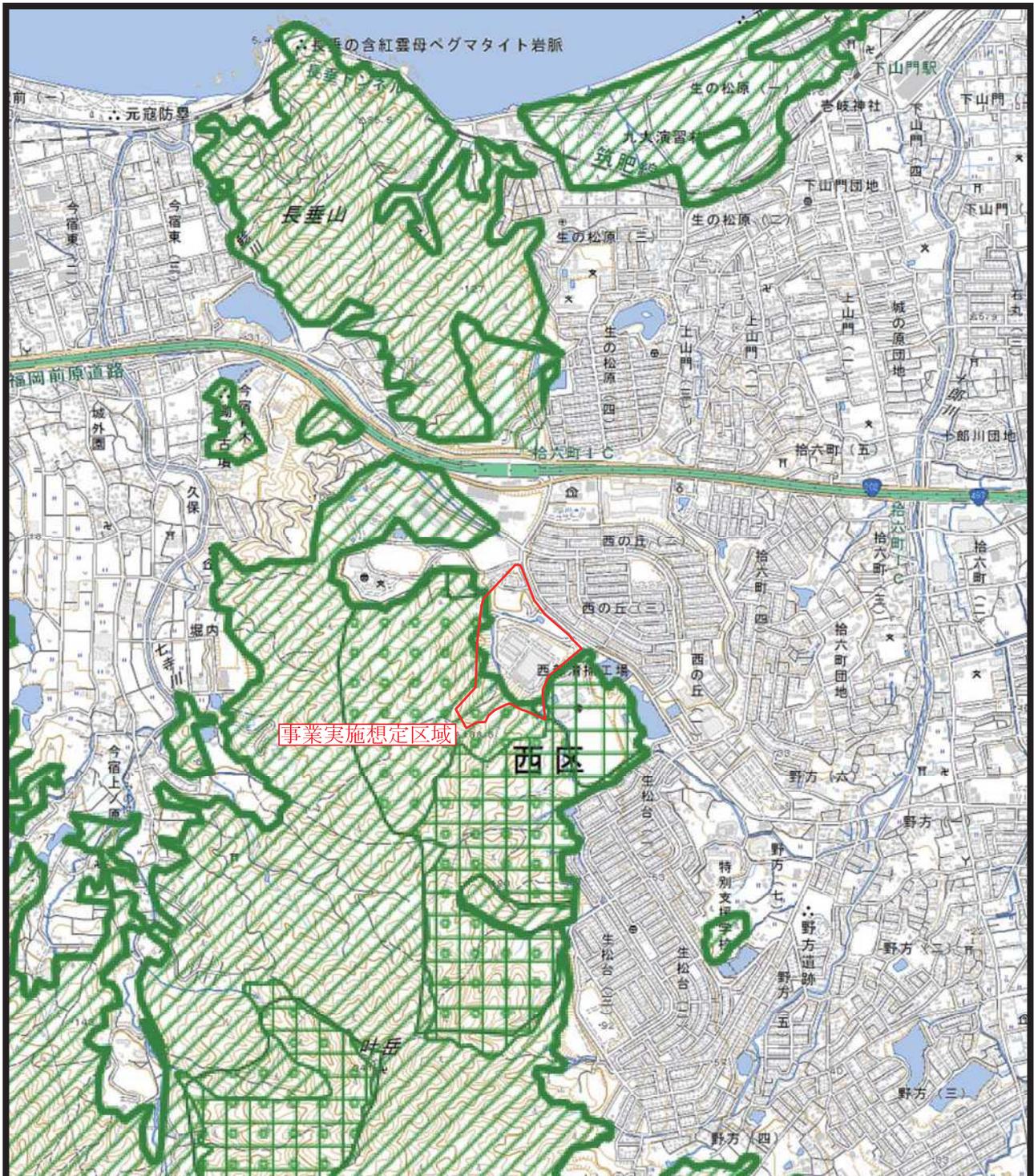
（平成29年3月31日現在）

地区名	計画決定年	面積 (ha)	緑地の種類	指定要件
拾六町	S50.2.27	0.6	樹林地	神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
野方西	H9.12.25	1.3	樹林地	風致又は景観が優れており、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
野方	H9.12.25	0.6	樹林地	

出典：都市緑化データベース（国土交通省）

<sup>1</sup> 騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和や人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林として指定される。

<sup>2</sup> 下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接的作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する目的で指定される。



凡例

-  : 事業実施想定区域
-  : 森林地域
-  : 国有林
-  : 地域森林計画対象民有林
-  : 保安林

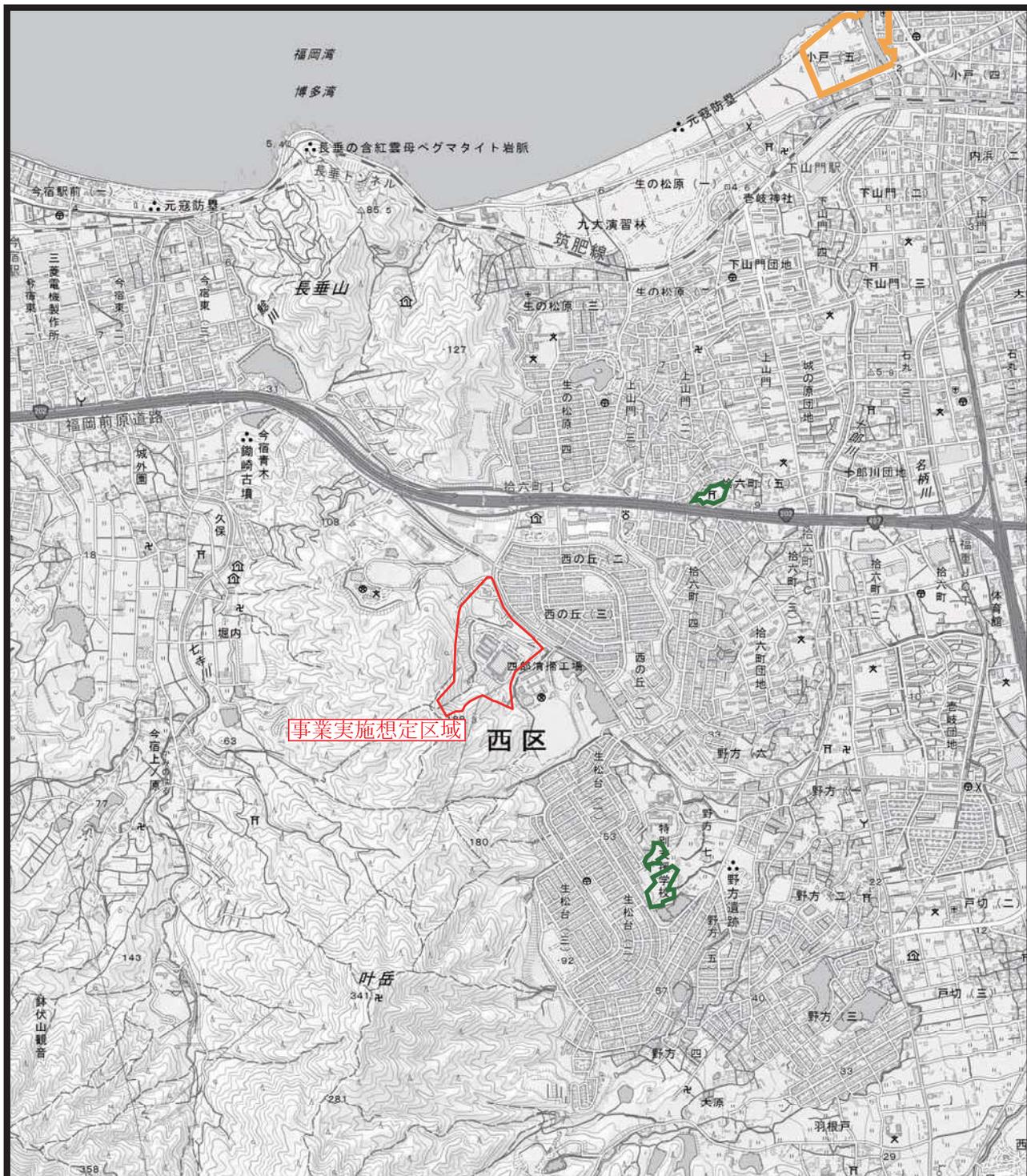


S = 1:25,000



出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY) 国土交通省

図3.3.9-3 事業実施想定区域及びその周辺における森林地域の指定状況



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 風致地区

 : 特別緑地保全地区



S = 1:25,000



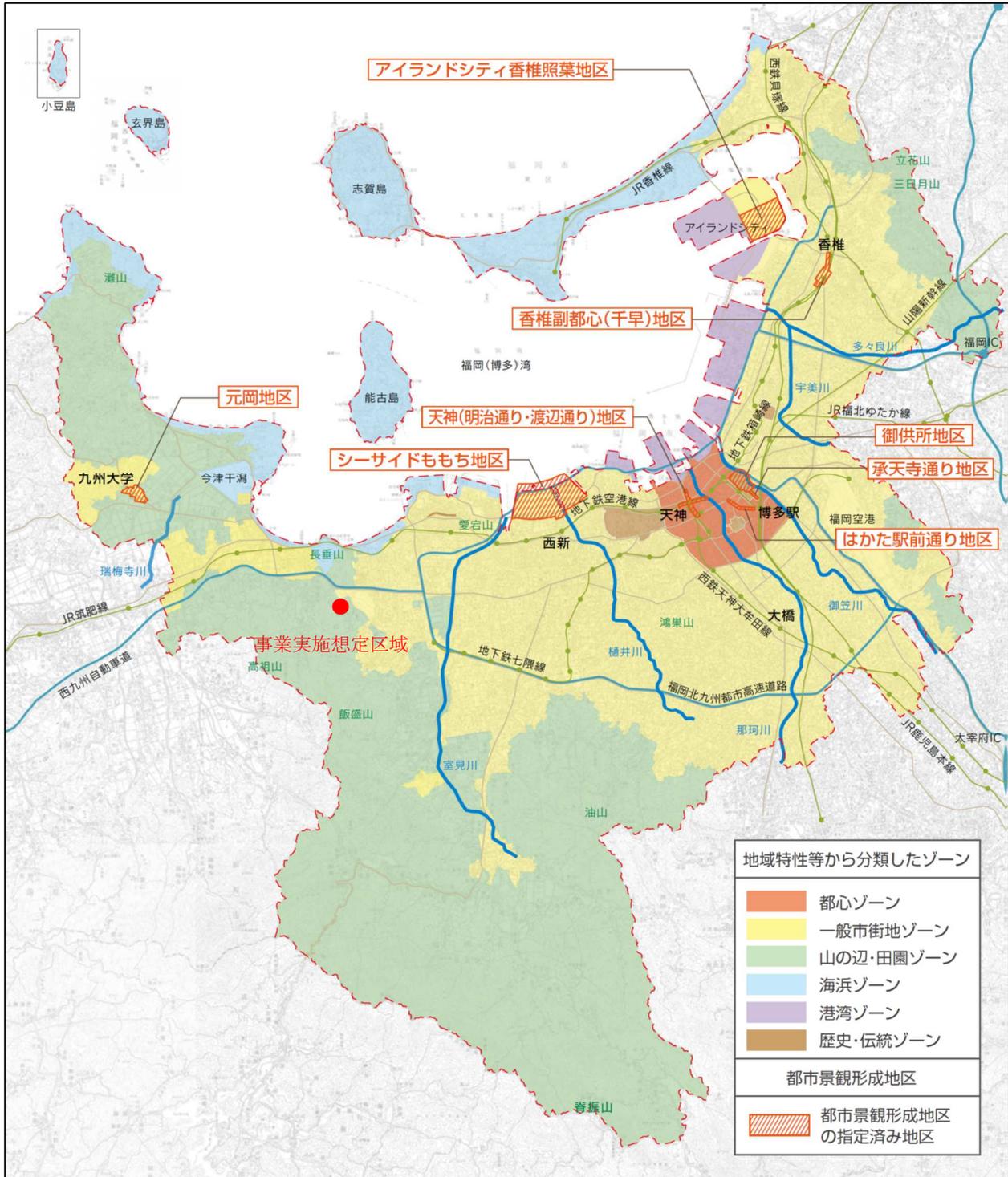
「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

出典：福岡県ホームページ(風致地区)  
福岡県ホームページ(特別緑地保全地区)

図3.3.9-4 事業実施想定区域及びその周辺  
における風致地区・特別緑地保全地区

## 7) 景観計画

福岡市では「都市景観形成基本計画」（昭和63年3月）を上位計画とし、その目指すべき都市像や基本目標の実現に向けた、良好な景観形成のための方針、基準を示すものとして「福岡市景観計画」（平成24年4月、令和2年3月改定）が策定されている。このなかで、景観計画区域のゾーンが区分されており、事業実施想定区域及びその西から南は山の辺・田園ゾーンに、北から東は一般市街地ゾーンとされている。都市計画ゾーン区分を図3.3.9-5に示す。



出典：福岡市景観計画（平成24年4月、令和2年3月改定）

図 3.3.9-5 都市計画ゾーン区分図

### 3.10 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施想定区域及びその周辺における「文化財保護法」、「福岡県文化財保護条例」、「福岡市文化財保護条例」に基づく、史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 3.3.10-1 及び図 3.3.10-1 に示すとおりである。

表 3.3.10-1 事業実施想定区域及びその周辺における史跡・名勝・天然記念物等

区分	指定機関	番号	名称	所在地
史跡	国	1	元寇防塁	西区今津ほか
	国	2	今宿古墳群（鋤崎古墳）	西区今宿青木字鋤崎
	国	3	野方遺跡	西区野方
	福岡市	4	草場古墳群	西区生の松原
天然記念物	国	5	長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈	西区今宿青木

注：番号は図3.3.10-1に対応する。

出典：福岡県ホームページ（福岡県国・県指定文化財）  
福岡市ホームページ（福岡市の文化財）

### 3.11 防災関連法令等による指定状況等

#### 1) 土砂災害警戒区域

事業実施想定区域内に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊のおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在する。また、事業実施想定区域の大部分が土石流発生のおそれのある土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域となっている。（図 3.3.11-1 参照）。

#### 2) 砂防指定地

事業実施想定区域の南西から西、北側を流れる福寿谷川及び福寿谷川左支川では、「砂防法」に基づく砂防指定地となっている。

#### 3) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域は存在しない。

#### 4) 地すべり防止区域

事業実施想定区域には、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定された区域は存在しない。

#### 5) 地震等による被害予想

事業実施想定区域及びその周辺において、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月 福岡県）によると、警固断層南東部を震源とする地震が発生した場合、事業実施想定区域周辺での震度は、5 強～6 弱とされている。また、同様の地震が発生した場合の液状化危険度について、事業実施想定区域周辺は「低い」とされている（図 3.3.11-2、図 3.3.11-3 参照）。



凡例

: 事業実施想定区域

: 都市高速

: 国道

: 県道

: 市道

: 鉄道

: 史跡・天然記念物

出典：福岡県ホームページ  
 (福岡県国・県指定文化財)  
 福岡市ホームページ (福岡市の文化財)

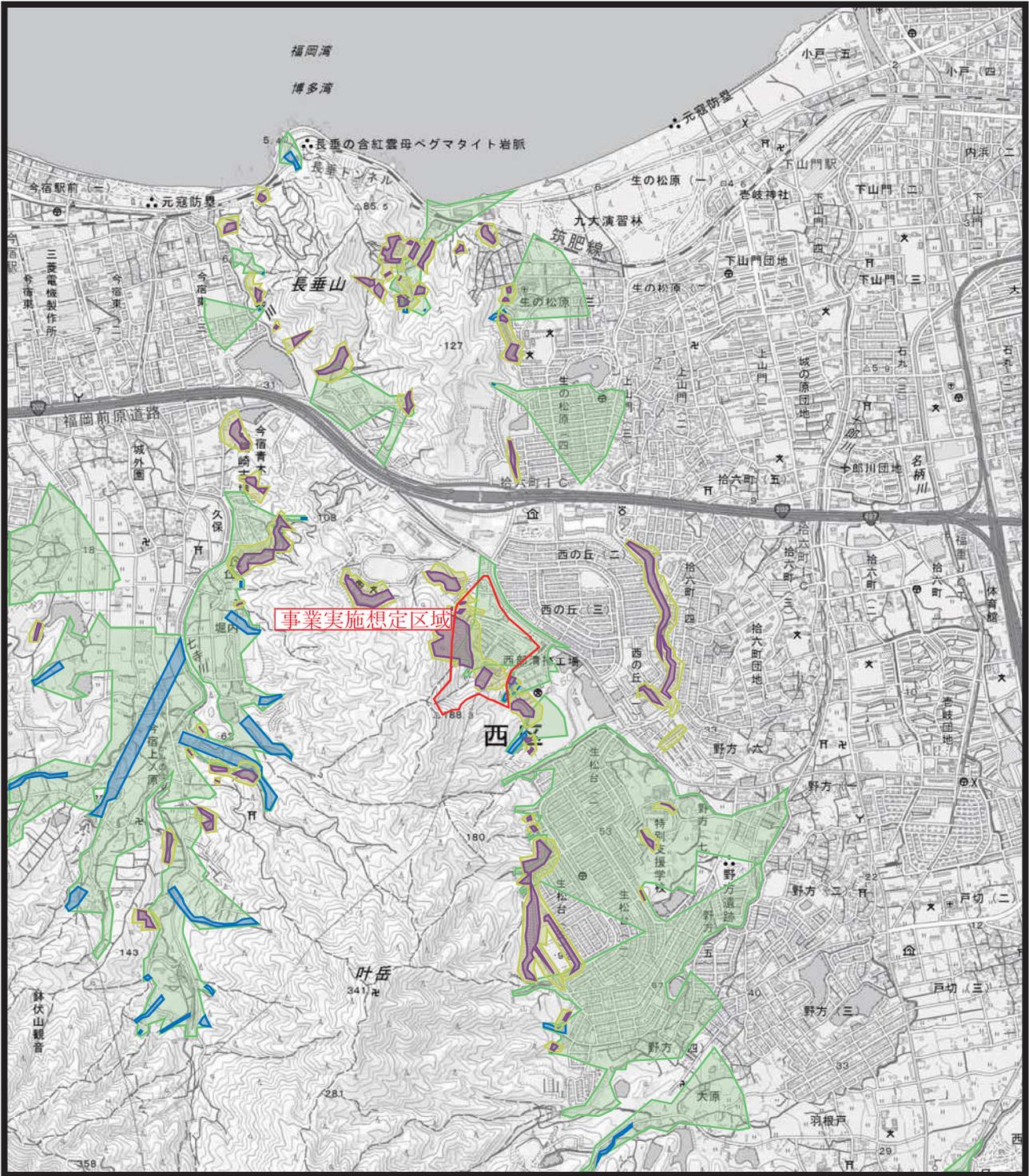


S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.3.10-1 事業実施想定区域周辺における史跡・名勝・天然記念物等



凡例

 : 事業実施想定区域

土砂災害警戒区域

- |           |   |          |
|-----------|---|----------|
| (急傾斜地の崩壊) |  | : 警戒区域   |
|           |  | : 特別警戒区域 |
| (土石流)     |  | : 警戒区域   |
|           |  | : 特別警戒区域 |



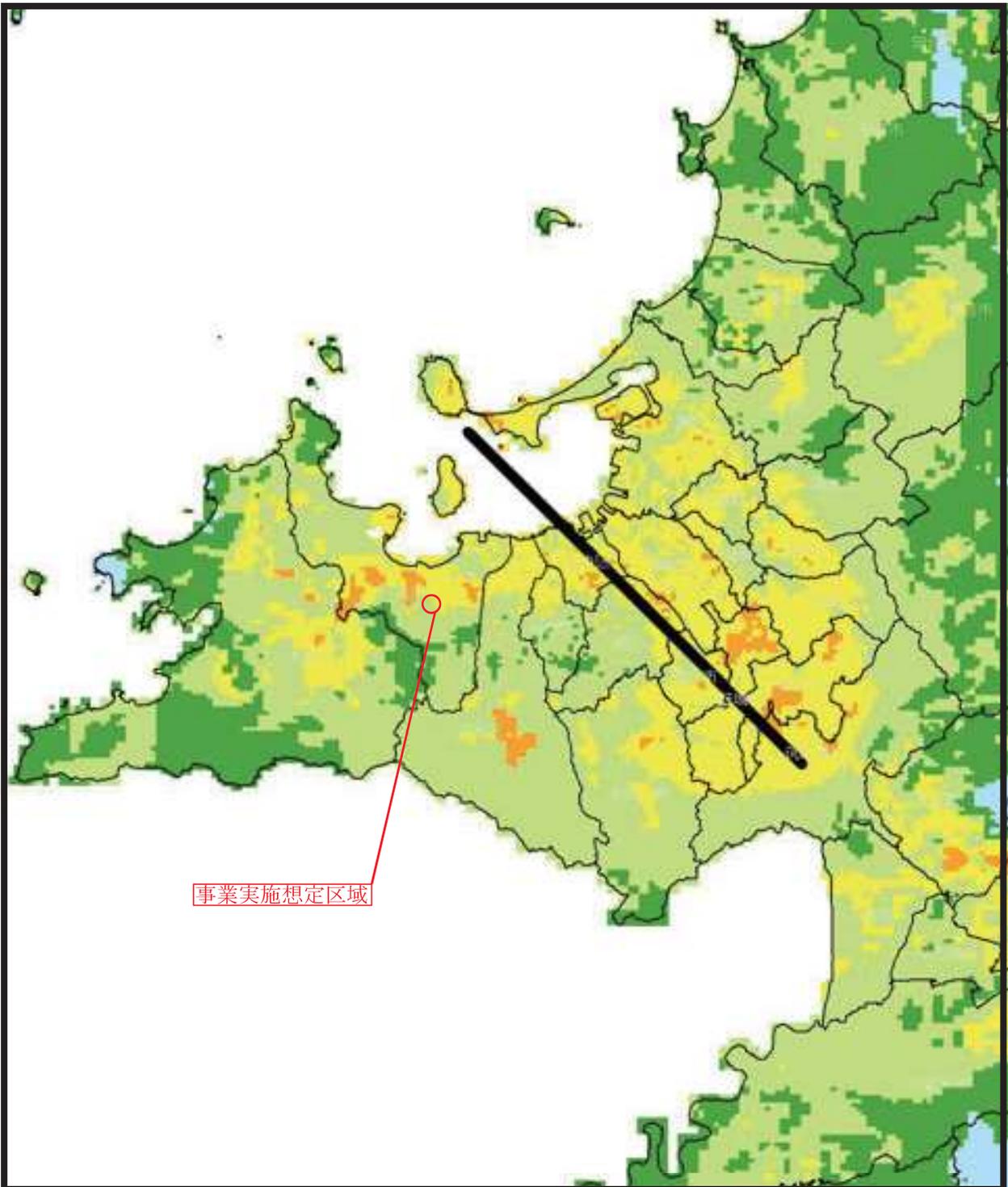
S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

出典: 「土砂災害警戒区域等マップ」  
福岡県県土整備部防災課

図3. 3. 11-1 土砂災害警戒区域  
(急傾斜地の崩壊、土石流)



事業実施想定区域

凡例

○ : 事業実施想定区域

**断層名**

— 警固断層南東部

警固断層南東部 中央下部

**震度分布**

6強

6弱

5強

5弱

4

3以下

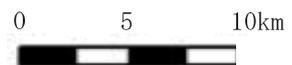
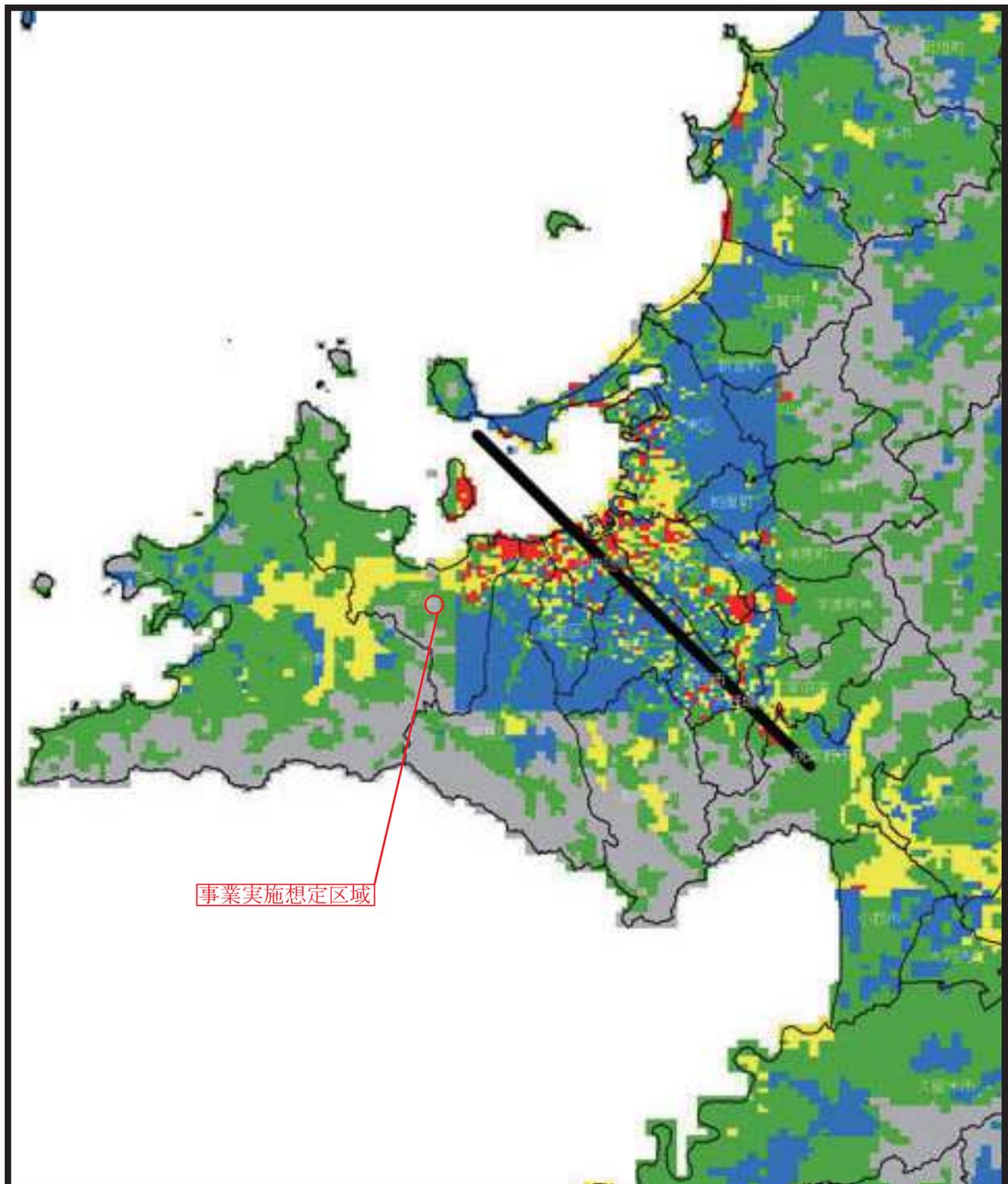


図3. 3. 11-2 震度分布図  
(警固断層南東部(破壊開始: 中央下部))

出典: 「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県



事業実施想定区域

凡例

○ : 事業実施想定区域

**断層名**

— 警固断層南東部

警固断層南東部 中央下部

**液状化危険度**

■ 極めて高い

■ 高い

■ 低い

■ かなり低い

■ 対象層なし



0 5 10km

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県

図3. 3. 11-3 液状化分布図  
(警固断層南東部(破壊開始:中央下部))

#### 4 その他の必要な事項

##### 4.1 公害苦情件数

福岡市及び西区における公害苦情件数を表 3.4.1-1 に示す。

福岡市における平成 30 年度の公害苦情件数（総数）は 471 件であった。また、その内訳については騒音に係るものが約半数を占めている。

西区についてみると、総数は 35 件であり、騒音、水質汚濁、悪臭の順に多かった。

表 3.4.1-1 公害苦情件数

年 度 区		総数	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
全 市	平成26年度	427	51	37	209	17	79	34
	27年度	397	59	45	191	10	86	6
	28年度	361	59	48	185	14	55	—
	29年度	408	63	49	209	17	63	7
	<b>30年度</b>	<b>471</b>	<b>96</b>	<b>50</b>	<b>233</b>	<b>18</b>	<b>69</b>	<b>5</b>
<b>西区(30年度)</b>		<b>35</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>—</b>	<b>9</b>	<b>—</b>

出典：福岡市統計書（令和元年（2019年）版）福岡市

## 4.2 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

### 1) 福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）

福岡県では、『豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県』を目指す「福岡県環境総合ビジョン（第三次福岡県環境総合基本計画）」を平成24年度に策定（計画期間：平成25年度～平成29年度）し、各種施策が推進されてきた。

その結果、平成28年度末時点で、当該計画で設定した18の指標のうち、14項目で目標を達成している。

一方、国内外では、下記のような様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、特にSDGsの考え方を活かして、新たな「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」が平成30年3月に策定された。

- 持続可能な社会への国際的な取組み
- 地球温暖化対策の進展
- 循環型社会への国際的な取組みの進展
- 各分野における生物多様性主流化への取組み
- 度重なる大規模災害の発生と災害廃棄物処理
- 福岡県総合計画の策定

第四次福岡県環境総合基本計画では、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指す福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿と、現状と課題、施策の方向、目標・指標が示されている。

《7つの柱》

- (1) 低炭素社会の推進
  - ① 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）
  - ② 気候変動の影響への適応（適応策）
- (2) 循環型社会の推進
  - ① 資源の消費抑制、資源循環利用の推進
  - ② 資源循環利用に関する産業の育成
  - ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
- (3) 自然共生社会の推進
  - ① 生物多様性の保全と自然再生の推進
  - ② 生物多様性の持続可能な利用
- (4) 健康で快適に暮らせる生活環境の形成
  - ① 統合的な対策
  - ② 大気環境の保全
  - ③ 水環境の保全
  - ④ 土壌環境の保全
  - ⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
  - ⑥ その他の生活環境の保全
- (5) 国際環境協力の推進
  - ① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
  - ② 民間国際環境協力の促進

(6) 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

- ① 経済・社会のグリーン化の推進
- ② グリーンイノベーションの推進

(7) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

- ① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ② 環境を考えて行動する人づくりの推進

2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、令和3年3月、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

また、環境分野における福岡県の基本計画である福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）を支える計画として、一般廃棄物及び産業廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を更に推進し、廃棄物の適正な処理を確保することにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

・一般廃棄物の令和7年度の目標

区 分	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	県の令和 7 (2025) 年度 目標値	前計画における 県の令和 2 (2020) 年度 目標値 (参考)
ごみ総排出量	1,785 千 t	1,769 千 t	1,681 千 t 平成 30 (2018) 年度比 -5%	1,820 千 t 平成 26 (2014) 年度比 -2%
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	526 g	528 g	516 g 平成 30 (2018) 年度比 約-2%	538 g 平成 26 (2014) 年度比 -1%
再生利用率 (総排出量比)	21.9%	21.6%	22%	23%
最終処分量	180 千 t	182 千 t	171 千 t 平成 30 (2018) 年度比 -6%	191 千 t 平成 26 (2014) 年度比 -2%

・産業廃棄物の令和7年度の目標

区 分	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	県の令和 7 (2025) 年度 目標値	県の令和 2 (2020) 年度 目標値 (参考)
排出量	15,255 千 t	15,140 千 t	15,291 千 t 平成 30 (2018) 年度比 1%増以内	15,716 千 t 平成 25 (2013) 年度比 3%増以内
再生利用率 (排出量比)	汚泥	10.2%	10.2%	6%
	汚泥以外	86.0%	86.7%	90%
最終処分量	488 千 t	520 千 t	526 千 t 平成 30 (2018) 年度比 1%増以内	648 千 t 平成 25 (2013) 年度比 3%増以内

出典：福岡県廃棄物処理計画

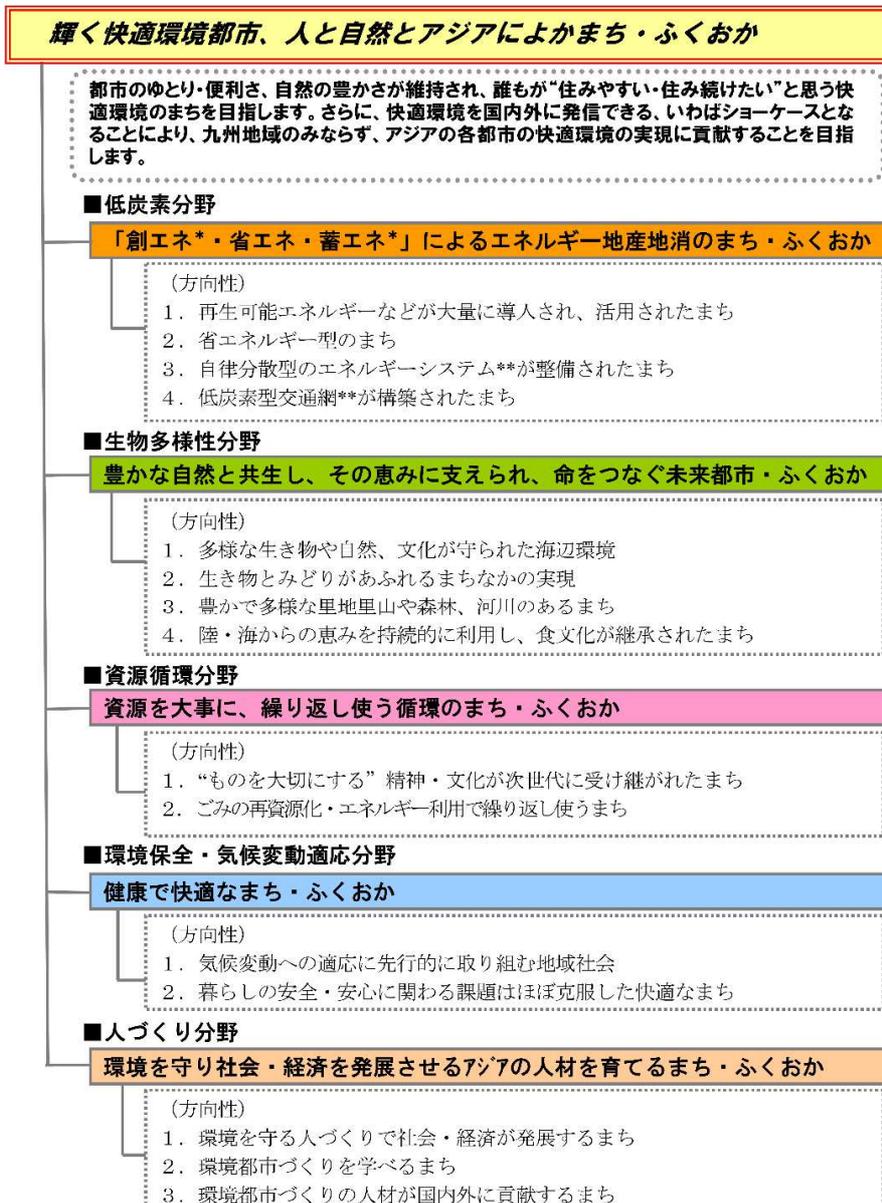
### 3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

本市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」を平成25年（2013年）3月に策定している。

本ビジョンでは、現行の福岡市環境基本計画（第2次：平成18年策定）の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、2050年の将来像を設定している。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、地域社会のあり方や経済活動に深く関係する他の行政分野の計画においても、今後、策定・改定を行う際に本ビジョンが環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけている。

#### ・取組の方向性



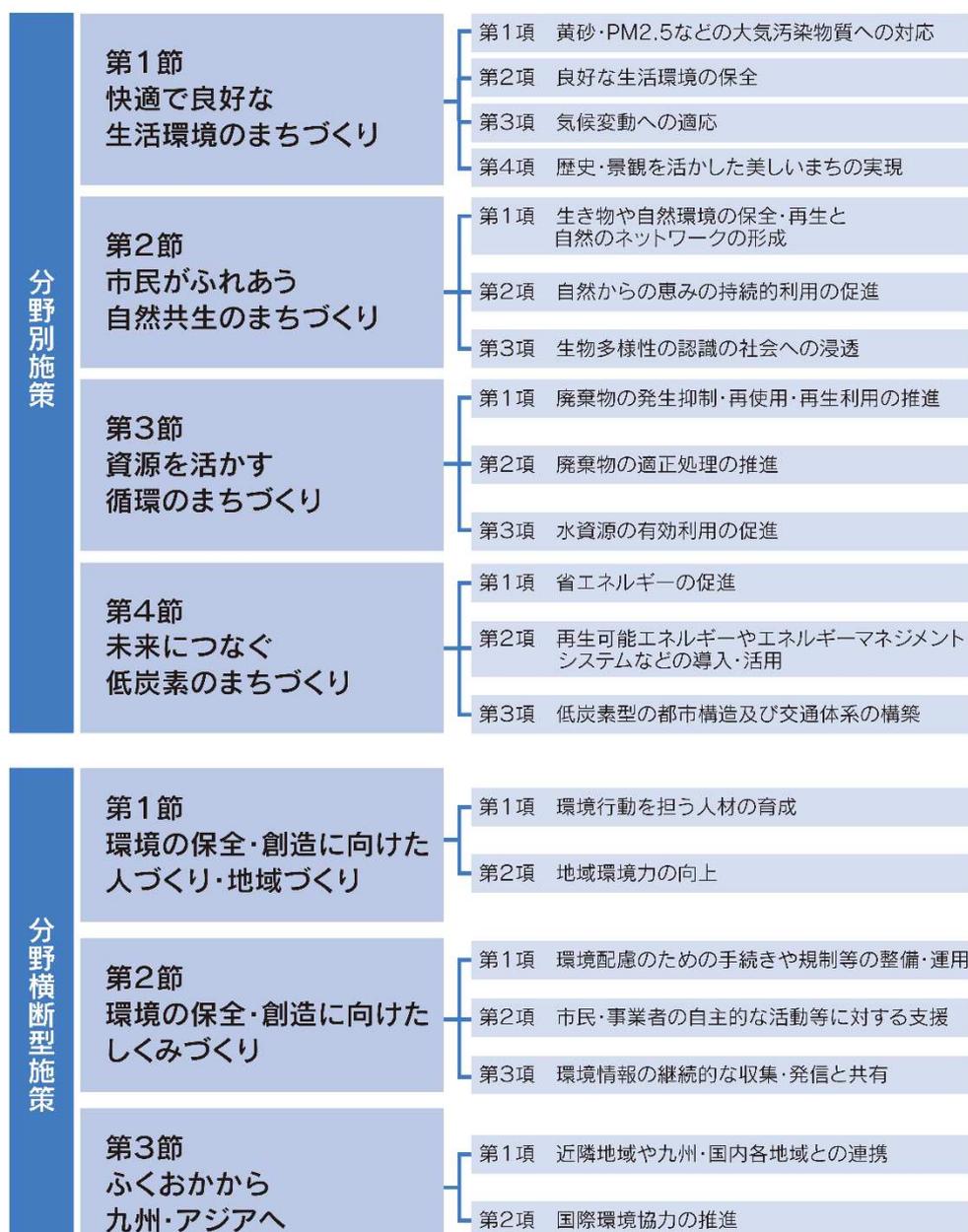
出典：福岡市新世代環境都市ビジョン

#### 4) 福岡市環境基本計画（第三次）

本市では、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づいて、「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置付けられている計画である。

この計画では、21世紀全体を見据えたまちの姿を描きつつ、2024年度までの取組みの方向性を定めている。

##### ・施策の体系



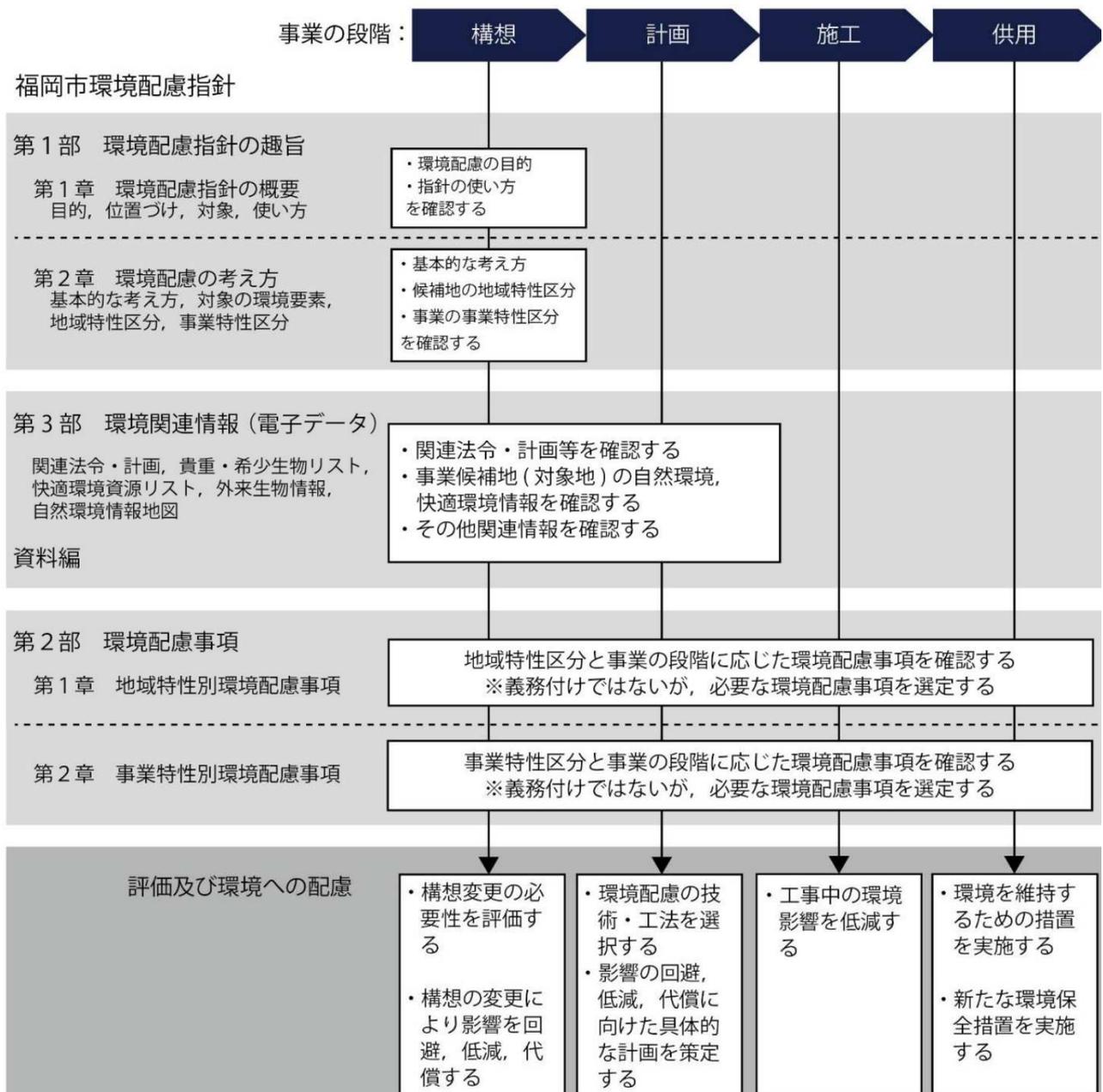
出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「福岡市環境基本計画（第三次）」

## 5) 福岡市環境配慮指針

福岡市環境配慮指針は、福岡市が環境基本計画（第三次）で掲げた〈くめぞすまの姿〉「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」を実現するために、事業者に対して福岡市内の自然環境や生活環境の情報などを提供することにより、環境影響評価法及び福岡市環境影響評価条例に基づいた環境影響評価（環境アセスメント）を行う場合の基礎資料としての利用のほか、法及び条例の対象とならない規模の小さな事業についても本指針を活用して自己評価に基づく自主的な環境配慮に取り組むことを目的としている。

本配慮書では、「1.5 動物、植物、生態系の状況」（p. 3-30～3-35）における既存資料として本指針を活用した。

### ・指針の使い方



出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「福岡市環境配慮指針」

## 6) 生物多様性ふくおか戦略

### (1) 戦略の位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、2013年に策定している。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

### (2) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取り組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取り組みをとりまとめている。

### (3) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域としている。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野性生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があり、対象地域を越え、広域に視野を広げた取り組みも検討する。

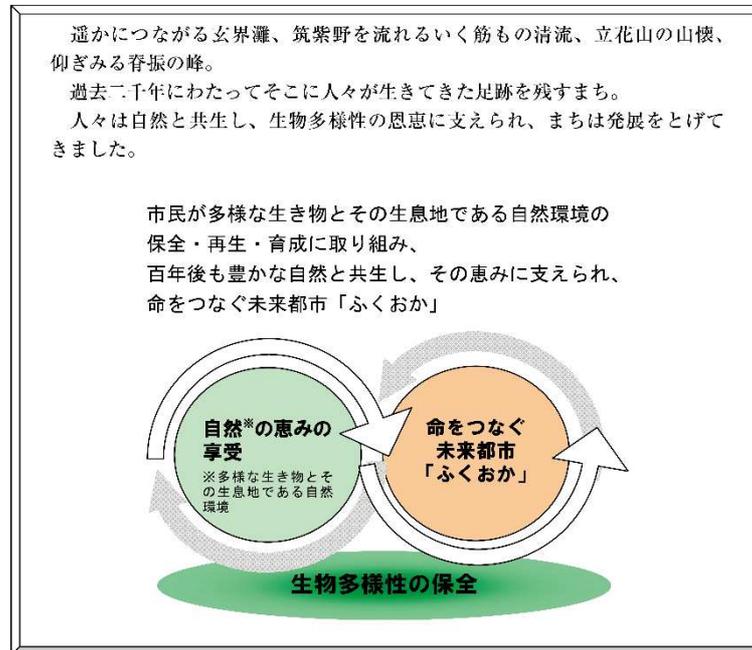
### (4) 戦略の理念

「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を本戦略の理念として以下のとおり示している。

- ①すべての生命が存立する基盤を整える
- ②人間にとって有用な価値を持つ
- ③豊かな文化の根源となる
- ④将来にわたる暮らしの安全性を保障する

また、100年後の将来像を全体目標と地域別目標に区分し、各地域特性に伴った地域別目標を示している。

・100年後の将来像



出典：福岡市ホームページ 福岡市の環境「生物多様性ふくおか戦略」

(5) 戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえた方向性を、本戦略の基本的方向として示すとともに、当初10年間の基本的方向及び施策の方向性を次のように定めている。

- ①：市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させます
- ②：ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援します
- ③：海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します
- ④：動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指します
- ⑤：ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進します
- ⑥：安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくります
- ⑦：生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進します
- ⑧：生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承します
- ⑨：生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造します
- ⑩：ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取り組みを推進します
- ⑪：ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築します

## 7) 循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）

本市では、平成23年12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画」（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマとして「福岡式循環型社会システムの構築」に市民・事業者とともに推進してきた。その結果、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少している。

一方、人口は前計画の想定を上回って増加し、事業所数も増加している。また、平成27年の「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、プラスチックごみや食品ロスの削減など新たな課題への対応も求められている。

「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの取組みにより「福岡式循環型社会システムの構築」を一層推進するものである。

### (1) 計画期間

変化が予想される社会環境や2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響にも柔軟に対応していくため、長期的なごみ減量への基本方針を定めた「長期ビジョン」と5年ごとに具体的な施策を定める「実行計画」を策定するものとして、計画期間は以下に示すとおりである。

基準年度：2019年度（令和元年度）

循環のまち・ふくおか推進プラン（長期ビジョン） （第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）	10年間（目標年度：2030年度） 2021～2030年度（令和3～12年度）
第1期 実行計画	5年間（中間目標年度：2025年度） 2021～2025年度（令和3～7年度）
第2期 実行計画	5年間（目標年度：2030年度） 2026～2030年度（令和8～12年度）

### (2) テーマ・基本方針

#### ① テーマ

SDGsの理念を踏まえ、「循環のまち・ふくおか」の取組みをさらに進化させ、将来世代に繋いでいくためのチャレンジであることから、テーマは、

みんなでつくる！ 活力ある未来へつなぐ 「循環のまち・ふくおか」  
とし、発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取組みを推進する。

#### ② 基本方針

テーマの実現に向けて、以下に掲げる4つの基本方針を掲げ、施策を推進する。

- 基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり
- 基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造
- 基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
- 基本方針4 適正処理の更なる推進

(3) 計画の目標

① 数値目標

長期ビジョンで掲げたテーマを実現するため、次の3つの数値目標を設定している。

- ・数値目標1 ごみ処理量 目標年度(2030)までに基準年度(2019)より3.5万トン削減
- ・数値目標2 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量 基準年度(2019)に比べ25g削減
- ・数値目標3 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量 基準年度(2019年度)に比べ3kg削減

② 取組指標

施策の効果を多面的に把握するため、「環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上」をはじめとし13の取り組み指標を設定している。

(4) 施策の推進

① 施策の体系

4つの基本方針と施策の方向性に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定



出典：循環のまち・ふくおか推進プラン（概要）

## ② 重点3品目

ごみ減量・リサイクルの更なる取組みにつなげていくため、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施する。

### 【施策の方向性】

 <p>古紙</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペーパーレス化の推進</li><li>・再生紙の優先利用の促進</li><li>・雑がみの認知度向上</li><li>・地域特性に応じた地域集団回収の促進策検討</li><li>・事業系古紙の資源化推進</li></ul>
 <p>プラスチックごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・業界団体と連携したバイオマスプラスチック等の代替素材の普及・促進</li><li>・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援</li><li>・マイバッグ・マイボトルの普及・促進</li><li>・適正分別の周知徹底</li><li>・プラスチックごみ処理のあり方検討</li><li>・事業者の地域清掃活動への参加促進</li></ul>
 <p>食品廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・駅、空港、宿泊施設等の施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施</li><li>・多様な主体との連携による資源化の取組み支援</li><li>・消費期限等の理解促進、フードドライブの推進</li><li>・事業系食品廃棄物の資源化推進</li></ul>

出典：循環のまち・ふくおか推進プラン